

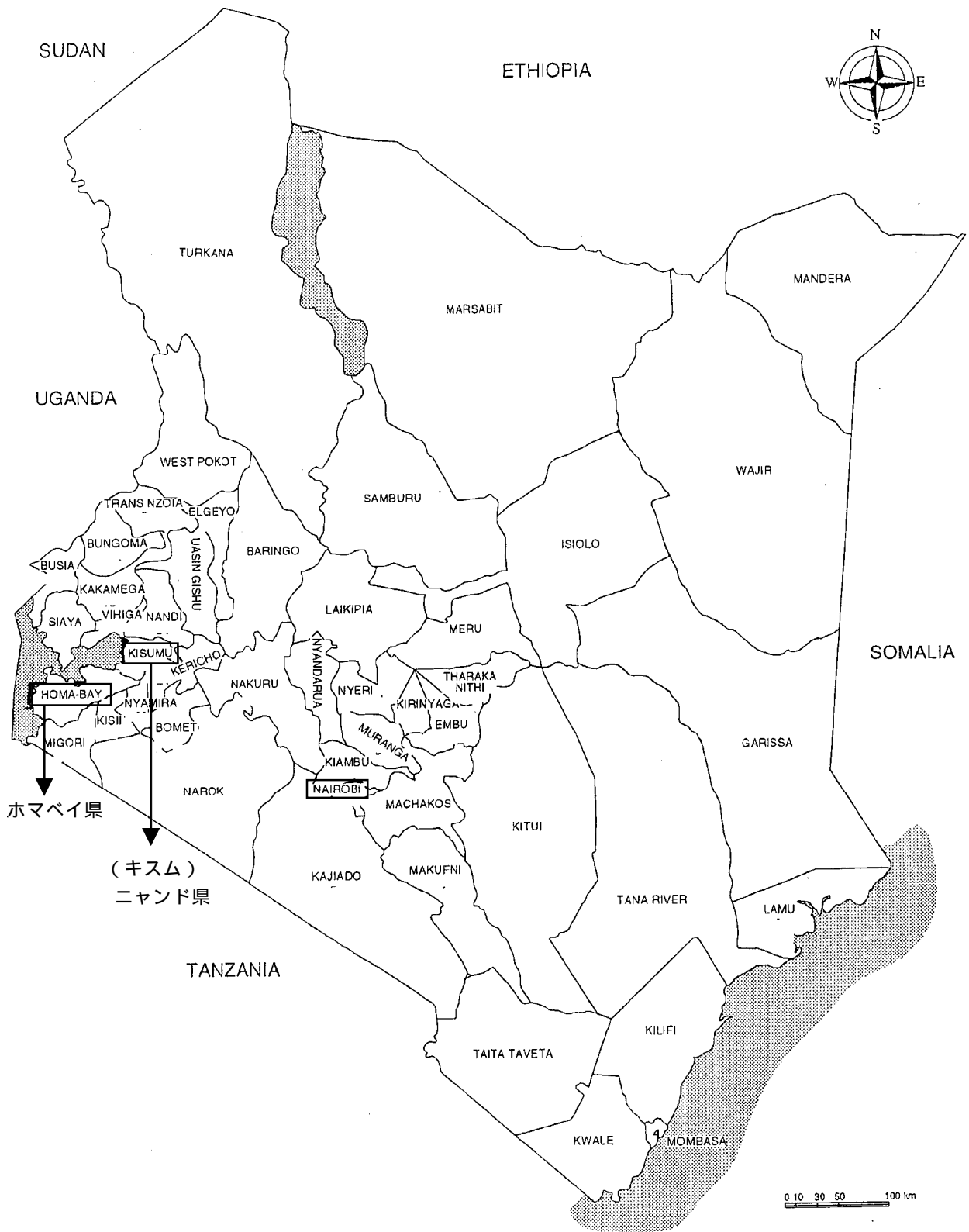
ケニア共和国
地域開発プログラムデザイン調査
プロジェクト形成調査報告書

平成 15 年 9 月
(2003 年)

国際協力事業団
社会開発調査部

社 調 一
J R
03-160

調査対象地図



Source : JICA Study Team

現地調査写真集

1. ニヤンド県



幹線道路の補修作業風景



ニヤンド県での PRA 風景



SIDA による農業普及プロジェクト対象村落



農村部家屋におけるかまどの例



降雨時による地面軟弱化の様子



大洪水による浸水の様子

2. ホマベイ県



キムス - ホマベイ間の道路状況



ホマベイ市内



ホマベイ県庁舎



青年グループによる木工家具作成風景



魚のフライ販売を現金収入源としている
女性グループ



都市のスラム街



ホマベイの農村部



ホマベイでの PRA の様子



農村部へのアクセス道路
(村落住民により簡易整備されている)

3. AICAD(アフリカ人づくり拠点プロジェクトセンター)



研修生の宿泊施設(外観)



宿泊施設(居室内)



図書館



ビデオ編集室

4. バリンゴ県半乾燥地域農村開発計画調査プロジェクトサイト



プロジェクトサイト遠景(中央がバリンゴ湖)



マリガット町(プロジェクトサイトの中心地)



実証調査(小規模産業振興)で建設された施設



実施調査(職業訓練校支援)対象の木工実習室

略語表

CBOs	: Community-based Organizations	(住民組織)
CDTF	: Community Development Trust Fund	(コミュニティー開発基金)
DALEO	: District Agricultural & Livestock Extension Officer	(農業畜産生産普及オフィサー)
DC	: District Commissioner	(県コミッショナー)
DDC	: District Development Committee	(県開発委員会)
DDO	: District Development Officer	(県開発官)
DfID	: Department for International Development	(英国国際開発省)
DFS-SC	: District Food Security-Steering Committee	(マルチセクターの県食糧安全委員会)
DFRD	: District Focus for Rural Development	(地方分権計画)
EU	: European Union	(欧州連合)
FAO	: Food and Agricultural Organization of the United Nations	(国連食糧農業機関)
FFS	: Farmer Field Schools	(農業フィールド・スクール)
HIPCs	: Heavily Indebted Poor Countries	(重債務貧困国)
IFAD	: Fund for International Agricultural Development	(国際農業開発基金)
JICA	: Japan International Cooperation Agency	(国際協力事業団)
GTZ	: Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	(ドイツ技術協力公社)
KRDS	: Kenya Rural Development Strategy	(ケニア農村開発戦略)
LATF	: Local Authorities Transfer Fund	(地方自治政府基金)
MoALD	: Ministry of Agriculture and Livestock Development	(農業畜産省)
MTEF	: Medium-Term Expenditure Framework	(中期支出枠組み)
NALEP	: National Agricultural & Livestock Extension Project	(国家農業家畜普及プロジェクト)
NPEP	: National Poverty Eradication Plan	(貧困削減政策)
PRSP	: Poverty Reduction Strategy Paper	(貧困削減戦略ペーパー)
SER	: Strategy for Economic Recovery	(経済復興戦略)
SIDA	: Swedish International Development Agency	(スウェーデン国際開発協力庁)
SPFS	: Special Programme for Food Security in Kenya	(ケニア食料安全保障特別プログラム)
SRDP	: Special Rural Development Programme	(特別農村開発プログラム)
USAID	: United States Agency for International Development	(米国国際開発庁)

目 次

調査対象地図

現地調査写真集

略語表

第1章 調査の概要	1
1 - 1 調査の背景と経緯	1
1 - 2 調査の目的	1
1 - 3 調査団の構成	1
1 - 4 調査日程	2
1 - 5 調査結果概要	3
1 - 6 主要面談者リスト	6
第2章 ケニアの概要	8
2 - 1 ケニアの自然状況	8
2 - 2 社会・経済状況	10
第3章 ケニアの地域開発政策及び開発計画等	20
3 - 1 地域開発に係る国家開発計画等の上位計画	20
3 - 2 地方開発計画と行政組織	24
3 - 3 地方分権化と行政組織	28
第4章 国際機関・他援助機関の動向	30
4 - 1 ドナー協調と関連政策	30
4 - 2 援助国・機関の動向	31
第5章 協力対象候補地域の現状と課題	36
5 - 1 候補地ニャンザ州の概要	36
5 - 1 - 1 候補地選定の経緯	36
5 - 1 - 2 ニャンザ州の現状と課題	36
5 - 1 - 3 県レベルにおける地方開発行政の概要	38

5 - 2	ニヤンド県の概要	42
5 - 2 - 1	ニヤンド県の現状と課題	43
5 - 2 - 2	ニヤンド県内サンプル村落調査結果	46
5 - 3	ホマベイ県の概要	47
5 - 3 - 1	ニヤンザ州ホマベイ県の行政システムの概要	47
5 - 3 - 2	ホマベイ県の現状と課題	49
5 - 3 - 3	ホマベイ市内サンプル・コミュニティー(Estate)調査結果	51
第6章	今後の協力の方向性	52
6 - 1	協力の必要性和意義	52
6 - 2	協力実施の方向性	53
6 - 3	調査実施上の留意点	55
付属資料		
1.	ニヤンド、ホマベイ県登録 NGO リスト	61
2.	調査 TOR 案	67

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景と経緯

ケニア共和国(以下、「ケニア」と記す)においては、1990年代以降の政治・経済の停滞や天候不順等により、国民の約半数が貧困層として厳しい状況を強いられている。特に、貧困層の多くは農村部に居住する小農牧畜民や、都市部に住む農村地域から職を求めて移住する住民である。しかしながら、農村地域においても、地方都市部においても道路をはじめとするインフラの未整備、農村地域では、主要商品作物の価格低下、自給作物の生産低下、地方の都市部地域では少ない雇用機会、マーケット未整備等による小規模ビジネスの低迷、教育・医療等の社会サービスへのアクセス難等の複合的課題により、生計向上、生活改善を図ることが極めて厳しい状況にある。

このような状況に対して、ケニア政府は「農村開発戦略(Kenyan Rural Development Strategy : KRDS)2001～2016年」を策定し、主に農村開発に取り組んでいるが、我が国協力においても貧困削減に資するプロジェクトの更に効果的な手法についての検討を重ねることが肝要であると判断された。

1-2 調査の目的

上述の調査の背景と経緯を踏まえ、今次プロジェクト形成調査の目的は、今後のケニアをはじめとする対アフリカ貧困削減に有効な協力手法、案件形成に資することである。

1-3 調査団の構成

担当分野	氏 名	所 属	派遣期間
団長／総括	角 前 庸 道	JICA 社会開発調査部社会開発調査第一課 課長代理	4月21日～5月2日
地域開発計画	赤 松 志 朗	JICA 国際協力総合研修所 国際協力専門員	4月21日～5月2日
技術協力計画	富 澤 隆 一	JICA 社会開発協力部社会開発協力第二課 職員	4月25日～5月2日
村落状況調査	佐 藤 美奈子	(株)オリエンタルコンサルタンツ 主幹	4月21日～5月10日
地域開発動向調査	渡 辺 淳 一	(財)国際開発センター 主任研究員	4月21日～5月10日

1 - 4 調査日程

地域開発プログラム・デザイン調査団最終日程表

日順	月日	曜日	角前団長、赤松専門員	富澤職員	コンサルタント(佐藤、渡辺)
1	4/21	月	移動(成田 - チューリッヒ)		同左
2	22	火	ナイロビ着 JICA ケニア事務所、在ケニア日本国大使館、財務省表敬訪問		同左
3	23	水	国家開発計画省、農業家畜開発省にて協議 国連開発計画(UNDP)訪問、協議		同左
4	24	木	欧州連合(EU)、国連食糧農業機関(FAO)訪問、協議 移動(ナイロビ - キスム)		同左
5	25	金	ニャンザ州、ニヤンド県踏査	移動	同官団員
6	26	土	ニャンザ州、ホマベイ県踏査	ナイロビ着 ナイロビ - キスム移動	同官団員
7	27	日	移動(キスム - パリンゴ)	同左	同左
8	28	月	パリンゴ県半乾燥地域農村開発計画調査サイト視察 移動(ナイロビ)	同左	同左
9	29	火	国家開発計画省、農業家畜開発省にて協議 アフリカ人づくり拠点プロジェクト(AICAD)視察、協議	同左	同左
10	30	水	JICA ケニア事務所、在ケニア日本国大使館報告 ケニア発	同左	同左
11	5/ 1	木	移動	同左	資料整理
12	2	金	成田着	同左	佐藤：ナイロビ - キスム移動 渡辺：ナイロビにて補足調査
13	3	土			佐藤：ニヤンド村落調査 渡辺：キプエジ調査
14	4	日			佐藤：ニヤンド村落調査 渡辺：キプエジ調査
15	5	月			佐藤：ホマベイエステート調査 渡辺：ナイロビにて補足調査
16	6	火			佐藤：ホマベイエステート調査 渡辺：ナイロビにて補足調査
17	7	水			佐藤：補足調査、ナイロビ 渡辺：ナイロビにて補足調査
18	8	木			JICA ケニア事務所報告 ケニア発
19	9	金			移動
20	10	土			成田着

1 - 5 調査結果概要

(1) 貧困削減・地域開発に関する上位計画等

2002年12月に前長期政権に替わって新政権が誕生して以来、ケニアにおいてはいくつかの制度・政策の見直しが行われている。その一つが前政権下で策定された貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper : PRSP)の内容の見直し作業であり、開発プライオリティーの組み替えが進められているところである。具体的には現在、国家開発計画省(Ministry of Planning and National Development 以下、計画省)がPRSPのレビュー結果であるStrategy for Economic Recoveryを作成中である。そのなかでは開発のリソースを優先分野により集中することにより、短期的効果の発現を主眼に開発計画の実施を促進していく方針との情報がある。

また、2001年に農業畜産開発省(以下、農業省)が策定した村落開発に関する上位計画であるKRDSについては、前政権下で国会承認直前までプロセスが進みながらも、結果的には最終承認に至らず、これも現在、新政権によって見直しが行われている模様である。その他、2002年12月に新政権が成立したあとの農業省は国連食糧農業機関(Food and Agricultural Organization of the United Nations : FAO)の協力に基づき、Special Program for Food Securityに重点を置いている。同プログラムでは、Farmer's Field School(農民を対象とした現場での技術指導、農民間での相互普及等)を主なアプローチとして行っており、スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)が実施のための協力を行っている。

加えて、新政権は憲法改正のための草案づくりを進めている。地域行政・開発に関連する重要な変更点としては、現行の中央集権的な実施体制・予算執行体制を改め、タンザニア型をモデルとした地方行政機能の強化を図る(Districtをはじめとする地方行政の独立性を高め、財務省より予算を直接配布する)一方、地方議会(County Council, Municipality Council, Town Council など)の地方行政に対する権限を強化する方向で検討がなされている模様である。

(2) 地方行政に関する実施体制

現在の地方行政システムについては全国が8つのProvince(州)に区分され、その下位にDistrict(県)、Division(郡)、Location、Sub-Locationが置かれている。このうち、District - Divisionが地方開発行政の中核となっており県ごとに開発計画(District Development Plan)が作成されている。一方、県内には市議会(Municipality Council)、町議会(Town Council)、それら以外の地域を領域とする県議会(County Council)が設置されている。

県では大統領府から派遣されているDistrict Commissionerが行政を統括しており、実務的には計画省から派遣されている県開発官(District Development Officer : DDO)の下、各省庁(農業省、公共事業省、保健省、教育省等、ほぼ全中央機関から配置されている)から派遣されてい

る担当 Officer が各分野に関する活動を行っている。各県ではこれら中央政府派遣の職員と地方議会関係者が参加する県開発委員会(District Development Committee : DDC)が四半期ごとに開催され具体的な活動の調整と方針の検討が行われているほか、セクターや課題ごとに課題別委員会が設置されている。同様に郡レベルにも Division Development Committee が設置され、開発事業の調整が行われている模様である。

ただし、現地訪問したニャンザ州ホマベイ県の DDO からのヒアリングによると、各省庁からホマベイ県の出先機関に配分されているセクター別予算額を承知していないなど、県レベルにおける調整業務が、どの程度機能しているのかについては、全体の集権体制の枠内での調整機能に限定されている模様である。

またコミュニティにより近い位置にある郡は、行政サービスの前線にあたるが、外国援助プログラム等にかかわっている郡レベルの農業オフィサーの場合、コミュニティと密接な関係にあることが現地調査を通じて確認できた(例：ニャンザ州ニヤンド県における SIDA の協力による農業普及プロジェクト)。しかしながら、コミュニティへの橋渡しという重要な機能を担っているこれら郡の人材についても、全般的にはコミュニティの意向を吸い上げ県開発行政に反映するといったボトムアップ機能を十分に果たし得ていない集権体制の事情が明らかである。

(3) 住民レベルの活動状況

今回、現場視察したニャンザ州ホマベイ県では、市街地青年グループによる家具製造・販売が行われていた(ちなみに、住民組織として活動する場合は、Social Development Office への登録が必要)。作業場は決して恵まれた環境ではないが、グループ結成後の活動は拡大しており、都市部における住民組織が現金収入を得るための成功例といえる。

一方、村落における住民の活動状況について視察及びヒアリングしたところ、ホマベイ県のある村落では小学校の校舎を村独自で建設し、村人が先生役も兼ねているほか、村にアクセスするフィーダー道路(未舗装)を公共事業省から建機をリースして維持管理するなど、地域住民の積極的な生活改善への取り組みをみることができた。また、ニャンザ州ニヤンド県における上記農業普及プロジェクトの対象村落では小規模ながら苗木や果物、野菜など、換金性のある作物栽培が行われており、プロジェクトでの普及成果をみることができた。

(4) 地域開発プログラムデザイン調査の案件形成

1) 案件形成に対する先方の意向・必要性

貧困削減及びそのための地域開発がケニア政府の優先課題であることは、上記、1 - 5(1)にて記述した上位計画において明確化されており、新政権においては憲法改正により県レ

ベルへの権限委譲を検討している等、当該開発政策を実施するための制度更新・体制整備のための積極的な動きがみられる。また、関係省庁においても国際機関、各国ドナー等との協力による取り組みを進めているところである。

このような状況の下、特定地域を対象にしたマルチセクター・アプローチによる本調査の取り組みについては、財務省、計画省、農業省の関係者からは本件開発調査実施の意義及び2)に示す「本格調査の実施方針案」について基本的理解を得た。その一方で、セクター・アプローチを主旨とする中央機関での実施体制の形成については、セクター横断的に関連する関係省庁の意向を調整・確認する必要から、ケニア側での取りまとめを計画省がリーディング・エージェンシーとして行うこととなった。

2) 本格調査の実施方針案

調査実施方針

現在、ケニア政府にて策定されている県レベルの開発計画は、PRSPなど開発政策に沿った県レベルでのブレイク・ダウン計画としての性格が特徴となっている。これは当該県地域の現状分析を行い、地域開発コンセプトを析出し、課題と対応する企画の特定が明らかにされる一般の県開発計画書の特徴とは異なっている。また、これらの県開発計画は各県ごとに個別にまとめられており、複数の県により構成される州レベルでの開発のコンセプトや方向性が、必ずしも組み込まれたものとはなっていない。

そこで、州全体の現状分析に基づく大まかな州レベルの開発ビジョンを策定するとともに、コミュニティと近い距離で住民の意見・活動計画を吸い上げることができる郡レベルの開発計画をボトムアップ・アプローチも用いつつ、策定することを提案する。さらに次の段階では、これら州(上位)の開発ビジョンと郡(下位)の開発計画をベースとしてより実現性、及び実施効果の高い県の開発計画を策定することを提案する。なお、対象とするコミュニティは村落部のみならず都市部のコミュニティも含むことが望ましい。

また、今後の地域開発においてはボトムアップ・アプローチが一層重要視されると思われることから、実証調査においては参加型村落開発手法に関する効果の実証のみならず、係る開発手法における地方行政とコミュニティとの間での役割分担、適切な連携事業実施手法等を検証することを目的とすることが適切である。

さらに、今後の地方分権化の進展を想定した、あるべき県開発計画の策定、参加型村落開発事業モデル、そして、地方行政とコミュニティとの間での役割分担、適切な連携事業実施手法等を内容とする本開発調査はそれ自体、極めて先見的な内容の開発調査であり、全体が実証調査である、という特徴をもっている。したがって、本調査を行うことの成果は、調査のアウトプットをもって、ケニア政府関係機関に地域開発及び手法

モデルを提示し、今後の制度更新・実施体制整備に反映されることを想定している。

実施機関

計画省をメインカウンターパート(C / P)機関とし、農業省、その他関係省庁との Coordination Committee を設置し省庁間の連携・調整を行うことが望ましい。しかし、縦割りの行政実施体制が強いことや計画省はこれまで JICA 事業の受け入れ経験をもたないことから、計画省が十分な調整機能を果たすことができるかについては、今後、留意が必要である。

なお、地方における事業の実施については、県レベルの行政を統括する県コミッショナー(District Commissioner : DC) 及び県開発計画を調整する DDO を主たる C / P とし、地方分権化の際に主要なアクターとなる県行政、及び各議会に配慮しつつ調査を実施することが適切と判断する。

調査対象地域

農業開発ポテンシャルが高いにもかかわらず開発が遅れて、ある程度の人口密度の高い地域のなかから、3つの候補地(ニャンザ州、ケリオバレー、キブエジ及びその周辺地域)を事前を選定した。そのなかでもニャンザ州は貧困指数が他州よりも高いことから、第一候補とすることが適当と判断する。なおケリオバレーについては、既に技術協力プロジェクトの要請が出されている。

1 - 6 主要面談者リスト

(1) 財務省

Mrs. Anne Olubendi	External Resources Department, Desk Officer, Asia/ Pacific
--------------------	--

(2) 国家開発計画省

Mr. Joseph N. Mukui	Rural Planning Department, Chief Economist
---------------------	--

Mr. Gutu

Ms. Thmutoni

(3) 農業家畜開発省

Dr. J. Wanjama	Director of Agriculture and Livestock Production
----------------	--

Mr. John Kamau	Deputy Director Extensions
----------------	----------------------------

Mr. Peter Bwombuna	Head of Planning and Implementation Services
--------------------	--

Mr. Willy Div	Deputy Director of Agriculture Crops Development Div. 他
---------------	---

Mr. Hassan O. Faram	Nyando District Commissioner
---------------------	------------------------------

Mr. P.O. Angulo	Nyando District Development Officer
-----------------	-------------------------------------

Mr. Lucas Ahambo

Homa Bay District Development Officer

Mr. S. K. Maina

Baringo District Agriculture Office

(4) 国連開発計画(UNDP)

Dr. Chris G. Gakahu

Assistant Resident Representative Energy & Environment

(5) 欧州連合(EU)

Mr. Otto E. Moller

First Counselor(Agriculture)

(6) 国連食糧農業機関(FAO)

Dr. George Hanek

Representative

(7) 水資源省

藤田達雄

村落開発アドバイザー専門家

(8) アフリカ人づくり拠点プロジェクト(AICAD)

Prof. Andrew B. Gidamis

Executive Secretary

花井 正明

チーフアドバイザー

武藤 小枝理

専門家

柏木 孝平

専門家

槇原 大悟

専門家

中澤 繁樹

専門家(調整員)

飯田 護

専門家(調整員)

(9) 在ケニア日本国大使館

湯澤将憲

一等書記官

(10) JICA ケニア事務所

大塚 正明

所 長

松浦 信一

次 長

松下 雄一

所 員

佐野 景子

所 員

早坂 謙二

企画調査員

第2章 ケニアの概要

2 - 1 ケニアの自然状況

(1) 地形・地勢

ケニアは赤道をはさんで北緯4度から南緯4度、アフリカ大陸の東海岸に位置している。東にソマリア、北にエチオピア、北西にはスーダン、また西にウガンダ、南にはタンザニアと国境を接している。面積は日本の約1.5倍に相当する、58万2,644km²である。

海岸部から東北部にかけては平原が広がり、国の北部は乾燥した半砂漠地帯である。

国の中央部は首都ナイロビを含む、標高1,500～3,000mの高原地帯である。そして、国土のほぼ中央、赤道直下にはアフリカ大陸第二の高峰であるケニア山(5,199m)が、そして西部のウガンダ国境にはエルゴン山(4,321m)が位置している。

国土の中央を南北に、グレゴリー地溝帯(グレート・リフトバレー)が走っており、断崖部での標高差は600～900m、幅は最大65kmに達している。

この大地溝帯に沿ってナクル湖、ナイバシャ湖、マガディ湖、トゥルカナ湖などの湖が存在する。また、西端はナイル川の源流であるビクトリア湖に面している。主要な河川はタナ川、アティ川、マラ川、エワソジョ川などである。

(2) 自然環境

ケニアには、20か所を数える国立公園及び保護区がある。それらはライオンやアフリカ象をはじめとする野生動物が生息するゲームパークや、インド洋沿岸の風光明媚な海洋リゾートなどである。この世界有数ともいえる豊かな自然環境は、同時にケニア最大の外貨獲得源である観光産業の基盤ともなっており、また雇用の創出にも大きな役割を果たしている。

(3) 気候・気象

図2-1は、ケニアの雨量分布図である。ケニアは赤道直下に位置するが、標高差による気候の変化が著しい。首都のナイロビは海拔1,700mにあるため、年間を通して快適な気候であり、年間平均気温は20℃位である。一方インド洋岸のモンバサは年間平均気温が28℃位で、高温多湿の気候である。

雨期は4～6月の大雨期と10～12月の小雨期に分かれ、乾期は7～9月の小乾期と12～3月の大乾期に分かれる。降雨量は海岸部と西部ビクトリア湖畔地域で多いが、海拔1,000m以下の北東部の平原地帯では雨量が年間250mm以下と少なく、28℃以上の年平均気温と相まって乾燥・半乾燥地帯となっている。

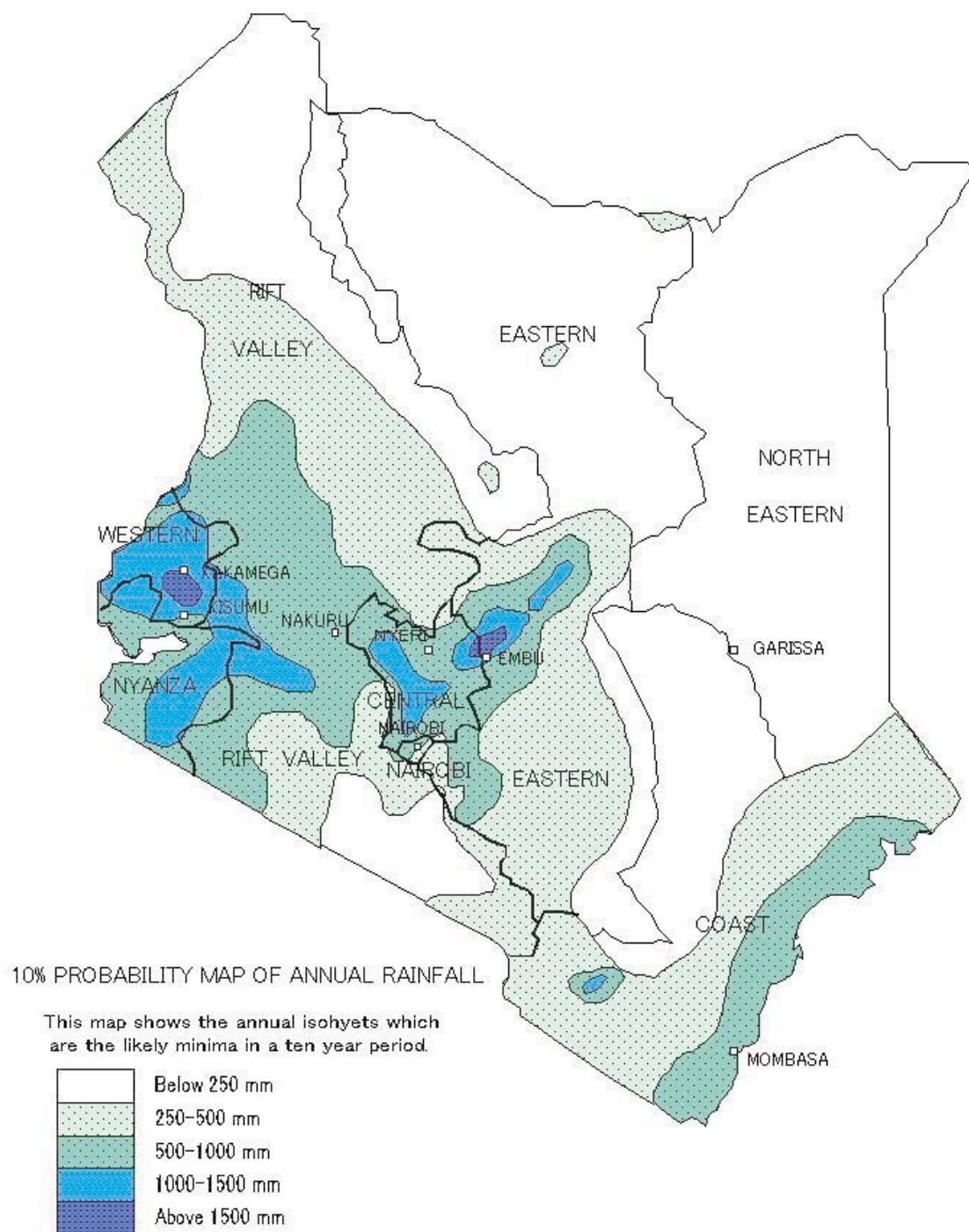


図 2 - 1 ケニア降雨量分布図

(4) 地質・土質

ケニアの地質は、先カンブリア代岩石から第四紀、近代火成岩及び水成岩と、変化に富んでいる。最も古い先カンブリア代岩石は、ビクトリア湖周辺で路頭がみられるニャジアン及びカピロンダン群に属している。最も新しい先カンブリア代岩石はブゴバン及び基部構成物として出現する。前者はビクトリア湖の南東部に分布し、後者はリフトバレーの東部及び西部縁辺部に広範囲に分布している。

(5) 水資源

ケニアはそのほとんどの国土が乾燥、半乾燥地域であることから、旱魃の際には漁業、家畜の飲み水不足、国民の飲料水不足が深刻な問題になっている。ケニアは NGO やその他の援助機関の支援を受けて、水の浄化装置設置や井戸掘削を行っているが、表 2 - 1 のように、1998/1999 年と 2000/2001 年を比較すると、井戸では合計 187 戸に比べ、241 戸と 28.9% 増加し、また、浄化装置では 283 個から 326 個と約 15.2% 増加している。

表 2 - 1 ケニア水浄化槽と井戸の設置数

州	1998/1999		1999/2000		2000/2001	
	浄化槽	井戸	浄化槽	井戸	浄化槽	井戸
Central	44	28	41	28	56	28
Coast	16	26	16	26	19	31
Eastern	38	42	38	42	40	42
Noth Eastern	4	13	4	13	8	13
Nyanza	46	36	46	36	55	46
Rift Valley	105	36	107	36	117	75
Western	30	6	30	6	31	6
合 計	283	187	282	187	326	241

出典：Ministry of Environment and Natural Resources-Department of Water Resources.

2 - 2 社会・経済状況

(1) 人口の推移

表 2 - 2 は、1979 年、1989 年、1999 年の人口センサス結果を州別に表したものである。これを見ると、North Eastern 州、ナイロビ、Coast 州を除き、すべての県で人口増加率が減少していることが分かる。North Eastern 州の場合には、近隣諸国の紛争地域から難民が移り住んできていることが要因である。また、ナイロビの人口は地方で生活が苦しくなった農民が都市に移住し、都市化が進んでいることがあげられる。

表 2 - 2 州別人口の推移

州	人口(千人)			人口増加率(%)	
	1979	1989	1999	1979 ~ 1989	1989 ~ 1999
Nairobi	828	1,325	2,143	4.7	4.8
Central	2,346	3,111	3,724	2.8	1.8
Coast	1,343	1,826	2,487	3.1	3.1
Eastern	2,720	3,769	4,632	3.3	2.1
North Eastern	374	371	962	-0.1	9.5
Nyanza	2,644	3,507	4,392	2.8	2.3
Rift Valley	3,240	4,918	6,987	4.2	3.5
Western	1,833	2,622	3,359	3.6	2.5
合 計	15,327	21,449	28,687	3.4	2.9

出典：Economic Survey 2000, Bureau of Central Statistics, Kenya, Ministry of Finance & Planning, 2000.
Population and Housing Census, Bureau of Central Statistics, Kenya, Ministry of Finance & Planning, 1999.

(2) 就 業

ケニアにおいては実質的な産業が農業以外に無く、余剰人口を公共部門の政府・財政サービスで支えざるを得ないといえる。また都市貧困層を中心としてインフォーマルセクター就労者の比率が非常に高い。

民間部門の給与雇用者数の構成比をセクター別にみると、表2 - 3のとおりである。全体的には民間部門の占める割合が多くなっているが、3次産業の約6割に対して、農業を中心とした1次産業、製造業を中心とした2次産業がともに約2割を占めている。

表2 - 3 セクター給与雇用者数の推移(1995 ~ 1999年)

(千人)

		1995	1996	1997	1998	1999
民間部門	農林業	226.8	236.6	240.6	245.2	249.6
	鉱工業	4.0	4.1	4.3	4.3	4.5
	手工業	165.5	172.3	177.1	180.8	184.0
	電気・水道	1.3	1.3	1.4	1.5	2.7
	建 設	47.1	49.6	51.6	51.9	52.2
	卸売り	127.9	136.2	141.7	144.3	147.3
	交 通	38.1	41.4	43.1	43.1	43.7
	財 務	59.7	62.6	65.4	66.8	68.1
	コミュニティーサービス	196.6	213.8	221.6	229.3	239.4
小 計		867.0	917.9	946.8	967.2	990.3
公共部門		690.0	700.9	700.6	697.7	683.3
合 計		1,557.0	1,618.0	1,647.4	1,664.9	1,673.6

出典：Economic Survey 2000, Central Bureau of Statistics, Kenya Ministry of Finance & Planning, 2000.

また、就業形態別でみると、表2 - 4のように、全体でインフォーマルセクターが68%を占めていることが分かる。

表2 - 4 形態別就業者数(1979 ~ 1999年)

(千人)

形態 \ 年	1979	1984	1989	1994	1999(見込み)
フォーマルセクター	972.3	1,119.7	1,368.4	1,505.5	1,673.6 (30.5%)
自営業	630.0	32.4	44.3	58.3	65.1 (1.2%)
インフォーマルセクター	121.6	233.4	383.5	1,792.4	3,738.8 (68.3%)
合 計	1,156.9	1,385.4	1,796.2	3,356.2	5,477.5

出典：Economic Survey(various issues) Central Bureau of Statistics, Kenya Ministry of Finance & Planning.

表2 - 5は州別給与雇用者数を表しているが、これを見ると、North Eastern, Western, Eastern, Nyanza順に給与雇用者が少ないことが分かる。

表 2 - 5 州別給与雇用者(1999 年)

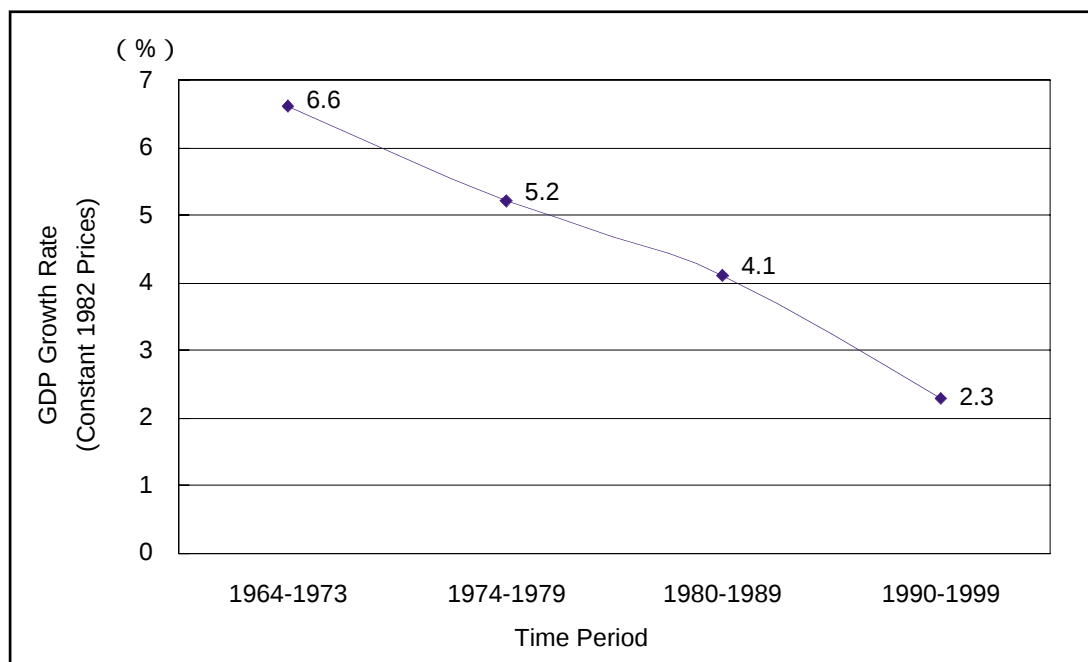
州	全体州別給与雇用者(千人)	割合(%)
Nairobi	420.8	25.1
Coast	206.6	12.3
North Eastern	15.4	0.9
Eastern	139.6	8.3
Central	239.5	14.3
Rift Valley	374.3	22.4
Nyanza	167.0	10.0
Western	110.4	6.7
合計	1,673.6	100

出典 : Economic Survey, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 1999 & 2000.

(3) GDP

1964 年 ~ 1999 年の GDP の成長率の推移を見ると、図 2 - 2 のとおりである。1964 ~ 1973 年の 6.6% から 1990 ~ 1999 年には 2.3% と約 3 分の 1 に落ち込んでいることが分かる。

部門別には農業部門が最も大きいシェアを占めているが、その成長率は低くとどまっており、産業全体でみた経済成長率を引き下げる要因となっている。



出典 : National Development Plan, Ministry of Finance & Planning, 1997-2001.

図 2 - 2 GDP 成長率の推移

表 2 - 6 マクロ経済指標(1991 ~ 1998 年)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
GDP 成長率(%)	2.1	0.5	0.2	3.0	4.8	4.6	2.4	1.8
GDP 1 人当たり(K £)1982 年	188.0	183.0	178.0	167.0	170.0	174.0	173.0	172.0
インフレ率	19.6	27.3	46.0	28.8	1.6	9.0	11.2	6.6
貿易収支(K £ million)	-1,094	-1,213	-1,378	-1,472	289	-2,514	-3,511	3,830
国際収支(K £ million)	-143.3	-433.0	1,284.1	264.8	-368.9	1,155.3	336.2	228.7
財政赤字(K £ million)	-206.5	-467.7	-1,006.8	164.4	-198.5	-220.2	386.5	-261.7
農業成長率(%)	-1.1	-3.7	-4.1	2.8	4.8	4.4	1.2	1.5
手工業生産率(%)	3.8	1.2	1.8	1.9	3.9	3.7	1.9	1.4
GDP における政府支出率(%)	3.6	2.4	2.1	1.6	1.8	1.6	1.1	0.8
GDP における国内貯蓄率(%)	18.2	16.0	19.3	23.6	16.6	18.1	12.5	11.1
人口増加率(%)	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4
人口数(百万人)	22.7	23.4	24.0	24.8	25.2	26.3	27.1	27.9
給与と所得者数(千人)	1,442	1,462	1,475	1,505	1,557	1,619	1,647	1,665

出典 : Economic Survey 2000, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Planning.

(4) 農業セクター

農業セクターは、GDP に占める成長率が、1999 年時点の 1.2 % から 2000 年時点では - 2.4 % となっている。この理由は、1999 年から 2000 年にかけての旱魃が起因している。このため、穀物生産、家畜飼料の生産が大きく減少した。一方、コーヒーの生産高は、大幅に増えたが、国際価格が暴落し、打撃を受けた。紅茶の生産高も 2000 年は前年度に比べて、5 % 減少した。表 2 - 7 に主要作物の生産高を示す。

しかしながら、ケニアでは、土地の肥沃性の観点から農業はまだまだ高いポテンシャルをもっている。表 2 - 8 は、州別の肥沃農地の観点からのポテンシャルを現したものである。このポテンシャルをどのように生かすかが今後のケニアの経済を左右するといえる。

表 2 - 7 主要農産物の生産高(1994 ~ 1999 年)

(千 t)

年 作物	1994	1995	1996	1997	1998	1999(試算)
トウモロコシ	316.0	401.0	295.5	204.6	218.0	223.5
小 麦	105.2	125.5	130.0	124.2	176.7	52.9
米	13.5	14.6	15.9	14.4	117.7	24.3
サトウキビ	3.3	3.8	3.9	4.3	4.6	4.4
種 綿	1.8	0.2	0.5	0.5	0.5	0.2
コーヒー	81.5	95.8	103.2	68.0	51.3	64.3
サイザル麻	34.0	27.8	28.1	20.1	19.9	21.9
紅 茶	209.4	244.5	257.2	220.7	294.3	248.8

出典 : Economic Survey 2000, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 2000.

Statistical Abstract, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 1999.

表 2 - 8 農地の肥沃度からみた州別農業ポテンシャル

(千 ha)

州	High Potential	Medium Potential	Low Potential	Total	% of High Potential Land	% of Poverty
Central	909	15	41	965	94%	31.4
Coast	373	796	5,663	6,832	5%	62.2
Eastern	503	2,189	11,453	14,145	4%	58.2
Nairobi	16	-	38	54	30%	51.2
North Eastern	-	-	12,690	12,690	0%	N / A
Nyanza	1,218	34	-	1,252	97%	62.9
Rift Valley	3,025	123	12,220	15,368	20%	50.2
Western	741	-	-	741	100%	59.3
合計	6,785	3,157	42,105	52,047	13%	52.6

出典：Based on Statistical Abstract, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 1999.

表 2 - 8 によれば、農業ポテンシャルの高い州は、上位から、Western、Nyanza、Central 州の順となっている。一方、Western、Nyanza 州では貧困率が高いことから、農業開発を通じて貧困削減を図ることが今後の検討課題といえる。

(5) 保健・医療セクター

ケニアの保健・医療セクターは乳児死亡率が 76.16 人 / 1,000 人(タンザニア：85.00 人 / 1,000 人、ウガンダ：100.68 人 / 1,000 人) (World Development Indicators 2000) と、他のセクター同様、近隣国よりは少し高い水準にある。

医療施設については、医師数は 1993 年で人口 1,000 人当たり 0.15 人と、後発開発途上国の平均的値であった。表 2 - 9 は、州ごとの医療機関・施設数を表している。1999 年から 2000 年に比べ、病院、健康センター、診療所は、それぞれ、7.1%、1.3%、2.5% 増大しており、約 7 割が政府系の病院である。今後は、医療機関においても地方分権化を図る政策を掲げている。

また、主要疾病については、呼吸器系疾患、寄生虫及び伝染性疾患(マラリア、住血吸虫等)、非衛生的環境に起因する疾患(赤痢、腸内寄生虫疾患等)のほか、HIV/AIDS 等の性感染症があげられる。特に HIV/AIDS については、1999 年時点の感染者数が約 200 万人と推定され、エイズ患者医療費の増大、エイズ孤児の増加等が深刻となっており、エイズ対策はケニア政府における重要課題の一つである。

表 2 - 9 2000 年度の州別医療施設数

州	医療施設数			
	病 院	健康センター	診療所	合 計
Coast	61	37	321	491
Nairobi	52	51	372	475
Eastern	60	75	684	819
North Eastern	6	9	59	74
Central	57	81	356	494
Rift Valley	91	153	981	1,225
Nyanza	92	109	318	519
Western	62	86	182	330
合計(2000)	481	601	3,273	4,355
合計(1999)	449	593	3,193	4,235

出典：Economic Survey 2001, Ministry of Finance and Planning.

(6) 教育セクター

ケニアの初等教育の就学者数は独立時の 100 万人以下から、1990 年には、500 万人以上と飛躍的に拡大した。表 2 - 10 は、1996 年から 2000 年(試算)を男女別に比較したものである。しかし、地域による就学児童数に格差が大きく、多くの農村部においては就学率がかなり高いのに対して、ナイロビやモンバサ等の大都市の周辺では 60%、また乾燥、半乾燥地域においては平均で 40%となっている(注：開発途上国国別経済協力シリーズ、ケニアより)。農村部に於いて就学率が高くなっている背景として、1963 年の独立ののち全国各地において地域住民の寄付による初等・中等学校を造ってきたことが大きな役割を果たしてきたといえる。一方、就学を困難にしている要因としては、乾燥、半乾燥地域の遊牧民にとっての就学の地理的、物理的困難性と教育費の高騰等があげられる。

表 2 - 10 小学校就学人数(1996 ~ 2000 年)

(千人)

1996		1997		1998		1999		2000(試算)	
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
2,843.4	2,754.3	2,880.2	2,797.1	2,994.5	2,925.1	2,949.6	2,842.0	2,978.1	2,904.6
計 5,597.7		5,677.3		5,919.6		5,791.6		5,882.7	

出典：Economic Survey 2001, Ministry of Finance and Planning.

(7) 道路インフラセクター

ケニアの道路網は全長 19 万 7,000km である。しかし、30 年間にわたり、適切な維持管理をしてこなかったことから、現在そのうちの 40%が使用不可能になっている。このために、自動車の運行コストが高くなったり、走行時間がかかりすぎ、国家の経済開発に多大な影響を与えている。

現在、アフリカ諸国では世界銀行のイニシアティブにより、「道路メンテナンスイニシア

ティブ(The Road Maintenance Initiative : RMI)を進めており、ケニアも積極的に参加しているが、予算不足のために、国内の道路整備に十分な費用を投資できないでいる。

特に、幹線道路のほかの農道やフィーダー道路には国家予算はつけておらず、コミュニティ主導で整備するように計画が策定されている。しかし、コミュニティ自体にも予算や技術がなく、農業生産物を市場に運べないなど、地域の社会・経済活動に支障を来している。

表 2 - 11 州ごとのクラス別、舗装別道路延長

(unit : km)

Province	Paved			Gravel			Earth			Grand Total		
	Classified	Unclassified	Total	Classified	Unclassified	Total	Classified	Unclassified	Total	Classified	Unclassified	Total
Nairobi	351.6	1,250.0	1,601.6	30.8	200.0	230.8	1.5	400.0	401.5	383.9	1,850.0	2,233.9
Central	1,992.9	54.7	2,047.6	3,610.7	1,175.2	4,785.9	2,319.4	17,389.1	19,708.5	7,923.0	18,619.0	26,542.0
Eastern	1,188.9	21.1	1,210.0	4,898.8	1,156.0	6,054.8	6,994.6	24,182.0	31,176.6	13,082.3	25,359.1	38,441.4
Rift Valley	3,040.3	410.0	3,450.3	10,347.4	1,274.9	11,622.3	7,126.3	39,285.3	46,411.6	20,514.0	40,970.2	61,484.2
Western	438.2	20.0	458.2	2,634.3	441.0	3,075.3	973.1	7,326.0	8,299.1	4,045.6	7,787.0	11,832.6
Nyanza	751.9	108.0	859.9	3,888.0	1,367.0	5,255.0	2,641.7	14,093.0	16,734.7	7,281.6	15,568.0	22,849.6
Coast	760.5	262.0	1,022.5	1,832.7	851.0	2,683.7	3,265.7	14,525.0	17,790.7	5,858.9	15,638.0	21,496.9
North Eastern	147.4	3.0	150.4	659.0	0.0	659.0	4,046.2	8,241.0	12,287.2	4,852.6	8,244.0	13,096.6
合 計	8,671.7	2,128.8	10,800.5	27,901.7	6,465.1	34,366.8	27,368.5	125,441.4	152,809.9	63,941.9	134,035.3	197,977.2

(8) 観 光

ケニアにおける観光業は、1987 年以来、コーヒー、紅茶の輸出を抜いて、最大の外貨獲得資源となっている。観光の目玉は、国内に点在するサファリ・パーク及びインド洋に面した海洋リゾートである、モンバサ地域であり、サファリは若者を中心に、モンバサは欧州からの長期滞在型保養地としても人気が高い。

政府による振興策も奏功し、観光業は 1960 年以降急速に発展し、海外からの訪問者は 1960 年の 11 万人から、1990 年には 70 万人まで増加した。同時に外貨獲得額も 1963 年の 2,500 万米ドルから 1996 年には約 4 億 4,000 万米ドルに達した。また、観光業は雇用の創出にも大きな役割を果たしている。

(9) 貧困の状況

ケニアの人口増加率は、減少したものの、1990 年代には貧困層の数は著しく増加している。表 2 - 12 に示すように、農村部、都市部両方の地域の貧困率は、1992 年には 44.78% であったのに対して、1997 年には、52.32% に大幅に上昇している。これは、ケニア全体の経済の悪化と人口増加による 1 人当たりの収入が減少したためである。また、都市部の貧困率が 1994 年から 1997 年の間で約 20 ポイント増加しており、貧困層の都市部への流入が顕著であることが分かる。

出典 : Interim Poverty Reduction Strategy Paper for the period of 2000-2003, Government of Kenya, 2000.

注 : 貧困の定義 : ケニアにおける「貧困層」の定義は以下のとおりである。

農村部 : 1 日当たり 2,250Kal、貨幣価値にして(1997 年レート)1 か月に 927 ケニアシリングを得ることができない者

都市部 : 1 か月当たり、1,254 ケニアシリングを得ることができない者

表 2 - 12 農村部、都市部における貧困率の推移

	1992	1994	1997
全農村部(%)	47.89	46.75	52.93
全都市部(%)	29.29	28.95	49.20
ケニア全土(%)	44.78	40.25	52.32

出典：Economic Survey 2000, Central Bureau of Statistics,
Kenya Ministry of Finance & Planning, 2000.

注：North Eastern 州のデータがなく、この州は除かれている

表 2 - 13 は、1997 年の州別貧困率を表したものである。この表によると、農村部の貧困率が最も高いのは Nyanza 州(62.9 %)であり、次いで、Coast 州(62.2 %)となっている。しかし、その他の州、又は都市部においても、多くの地域において貧困率は皆 50 % を超えており、貧困状況が厳しいことが分かる。

表 2 - 13 州別貧困率(1997 年)

州 / 県	総人口(人)	貧困層数(人)	貧困率(%)
Central(農村部)	3,591,926	1,126,826	31.4
Coast(農村部)	1,420,975	883,667	62.2
Eastern(農村部)	3,915,177	2,280,334	58.2
Nyanza(農村部)	4,259,215	2,678,518	62.9
Rift Valley(農村部)	5,365,744	2,691,909	50.2
Western(農村部)	2,931,551	1,739,131	59.3
全農村部	21,484,588	11,400,385	53.1
全都市部	3,978,750	1,993,902	50.1
Nairobi	1,875,927	959,973	51.2
Kisumu	219,486	140,407	64.0
Nakuru	276,816	113,674	41.1
その他の都市(総合)	1,055,332	562,446	53.3
国全体	25,463,338	13,394,287	52.6

出典：Economic Survey 2000, Central Bureau of Statistics, Kenya Ministry of Finance & Planning, 2000.

注：North Eastern 州(Garissa, Wajir, Mandera)と Isiolo, Marsabit, Turkana, Samburu 県はデータがないため除いてある。

(10) 経済・社会開発の方向性と課題

以上、ケニアの各主要セクターについて、現状を把握してきた。ケニアの現状をかんがみると、ケニアの今後の開発課題は以下のようにまとめられる。

1) 農業振興について

ケニアにおいては従前より農業開発が重点的に進められてきており、現在の GDP のなかでも大きなシェアを占めている。農業部門は産業全体を支えると同時に、高い人口の伸びに対応する食糧の確保が重要な役割となる。また農業部門内における大規模農家と零細農家の格差が著しく、農村部人口の約半数が貧困層となっている。よって、零細農家を対象

とした農業振興等を通じて貧困世帯の収入向上を図ることも今後の大きな課題といえる。このためには、地方村落を対象とした栽培技術の向上、水源の確保、農産物の市場へのアクセス改善等の支援を中心とした農業開発促進が必要である。また、地方村落の多くは、フィーダー道路の未整備等により近隣の拠点都市や医療、教育等の社会サービスへのアクセスが困難な状況にあるため、マルチセクター的に開発を支援することがポイントとなる。

2) 道路整備

ケニア国内の道路整備状況は、ナイロビ市内及び周辺地域ではおおむね良好であるものの、今回視察した西部地域においては、国道クラスの幹線においても維持管理が適切に行われておらず、舗装の損傷が著しい区間が多かった。また、フィーダー道路が整備されていない村落も多く、村落住民の生活・生産活動の改善のためにはフィーダー道路整備は早期に対応する必要があるといえる。

今後の課題としては幹線道路の舗装改修が第一といえるが、その実施のためには財源の確保と同時に実施体制の強化を図る必要がある。また、地方道やフィーダー道路等については、整備ニーズは高いものの、国道以上に予算確保等が困難な状況下で、最も経済的かつ面的拡大が可能な整備手法を模索していく必要がある。

3) 水供給

ケニアにおいてはこれまで継続的に水源整備等が行われており、その結果農村部での安全水入手率は49%(ウガンダ:32%、タンザニア:45%)(World Development Indicators 2002/World Bank)と近隣諸国よりも高い値を示している。国内では半乾燥地域、乾燥地域と降雨地域に大きく区分されるが、条件の恵まれた降雨地域においても離村における飲料水へのアクセス、農業・家畜用水の確保については生活環境改善のための優先課題となっている。

4) 医療

ケニア政府は保健政策綱領(Kenya's Health Policy Framework)を作成しており、農村レベルでの第1次医療から地域中核病院等での第2次、第3次医療までのリファラル・システムの構築と質の向上に重点を置き、エイズ対策及び家族計画の普及のためにもコミュニティレベルでの公衆衛生を含めた地域保健医療サービスの改善をめざしていくことになる。

5) 教育

政府が1998年に作成した教育・訓練マスタープランでは、従来の高等教育への偏重から基礎教育分野への配分を重視する方針が示されている。特に基礎教育においては、施設・機材の不足、教員のやる気、父兄や社会の教育に対する期待が国家試験の結果重視にあること等により座学偏重になっている。そこで、社会ニーズに適合した教育を提供するよう教育制度やカリキュラムの見直しを行うとともに、国家開発における教育の役割に関する

認識を高めていく必要がある。

6) 総合的な地域開発の必要性

上記各項目において述べたとおり、各セクターの開発において地方部の開発プライオリティーは高く、各課題は相互に関連していることから、村落等の現場レベルにおける貧困削減アプローチとしては、単一セクターごとではなく、マルチセクターによるバランスの取れた開発を進めることが重要である。しかしながら、実際の地方行政においては県レベルにおける計画・調整は行われているものの、依然として中央における省庁別の縦割り行政システムを基本とした実施体制となっている。そこで、住民側の各分野にわたるニーズに応えつつ、開発活動を進める必要があり、その意味からも総合的な地域開発計画の立案実施のプロセスを通じた住民参加型の開発を支援することが必要である。

第3章 ケニアの地域開発政策及び開発計画等

3-1 地域開発に係る国家開発計画等の上位計画

(1) 国家開発計画

ケニアにおける開発計画の指針は、5か年の国家開発計画である。以下が、それぞれの開発計画の目標である。

- 1) 第1次(1966～1970年): 地域格差を是正した経済成長
- 2) 第2次(1970～1974年): 労働集約産業の育成と小規模農村工業の育成
- 3) 第3次(1974～1978年): 雇用機会の拡大、特に農業における労働集約産業の振興による貧富の是正
- 4) 第4次(1979～1983年): 食料、教育、保健衛生、水、住宅等の基本ニーズの提供、貧困削減、土地無し住民への土地対策
- 5) 第5次(1984～1988年)、第6次(1989～1993年)、第7次(1993～1997年):
経済の市場化、規制緩和、雇用の拡大と農産物増産による農村開発
- 6) 第8次(1997～2001年): 民間セクターの活用により、農業から工業化による成長
- 7) 第9次(2002～2008年): 貧困削減のための安定的な経済成長

1996年、政策フレームワーク・ペーパー(Policy Framework Paper)において、重点的な役割、例えば、貧困層に直接的に裨益する教育、保健衛生、経済インフラ整備、に予算を優先的に配分することを提唱している。この基本方針を受けて、第9次国家開発計画(2002～2008年)が策定され、貧困削減が大きな目標になっている。また、第9次国家開発計画は、従来の5か年計画ではなくて、7か年計画になっている。これは、3か年計画である中期支出枠組み(Medium-Term Expenditure Framework: MTEF)との関係を深めることと、中期的な計画である貧困削減政策(National Poverty Eradication Plan: NPEP)に対応するためである。しかしながら、第9次国家開発計画においても、省庁ベースのセクター別の開発計画の性格を超えることはなかった。

NPEPとして、2015年までに貧困層を50%以下にする目標を掲げている。その基本方針は、エンパワーメントによる住民や住民グループの所得向上に向けて能力向上を図り、また、ジェンダーや地域格差にも配慮することである。この政策の円滑な実施のために、政府、地方政府、住民組織(Community-based Organizations: CBOs)、民間等の代表からなる貧困削減委員会(Poverty Eradication Commission)を1999年に設立し、モニタリング等を行っている。

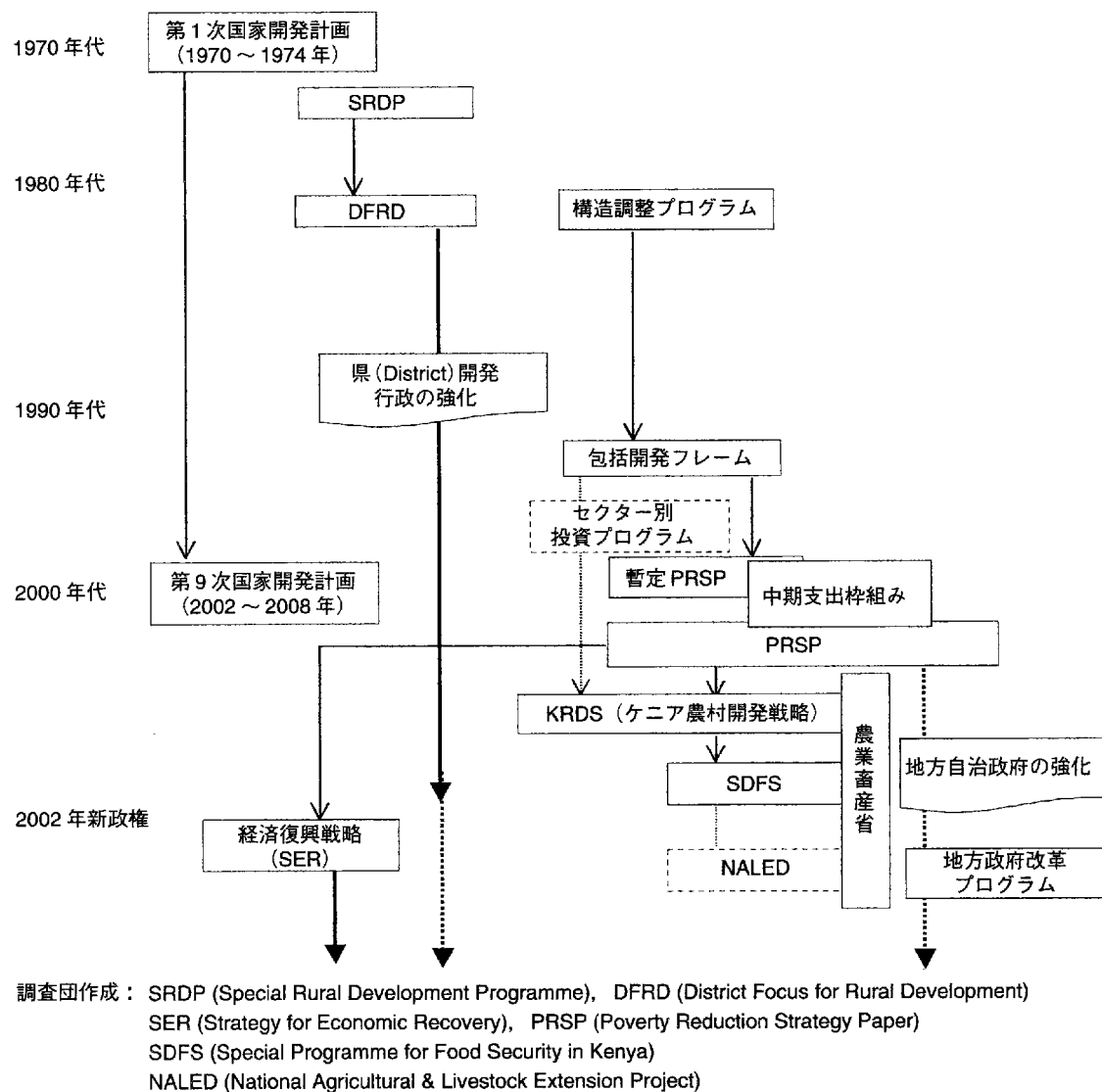


図3-1 ケニア開発計画等の変遷

(2) 貧困削減戦略ペーパー (PRSP)

PRSPは、1980年代におけるIMFや世界銀行が積極的に導入した構造調整プログラムの貧困層への悪影響の反省からも策定されるようになった。同プログラムの実施により、支出削減による社会サービスの低下や貧富の拡大をもたらした。さらに、そのコンディショナリティである政策枠組書 (Policy Framework Paper) 等の策定において、相手国政府との不十分な連携、ある意味では押し付けによる途上国政府のオーナーシップ阻害をもたらしたとされている。その反省を踏まえて、世界銀行は、1999年1月、包括開発フレーム (Comprehensive Development Framework: CDF) を提唱した。

1996年に合意した重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries: HIPC) のイニシアティブにより、重債務にあえいでいる途上国は、PRSP策定という条件を満たせば、債務削減を受けることができるようになった。この削減された予定返済額は、貧困削減、あるいは社会セク

ターへの支出に振り向けられるように求められている。また、その返済額を、特別会計、あるいはバスケット・ファンドに投入することを義務づけられる傾向にある。つまり、PRSPに沿って、この資金が政府予算として計上されることから、その使途での効果や透明性の確保が必要となり、その結果、途上国の行財政改革が大きな課題となっている。

ケニアの暫定貧困削減戦略ペーパー(Interim Poverty Reduction Strategy Paper 2000-2003, GoK, June 2000)は、次の5つの目的をあげている。

- 1) 安定かつ高い経済成長の達成
- 2) 安全の確保と政府の能力向上
- 3) 貧困者の所得向上
- 4) 貧困者の生活水準の向上
- 5) 平等と参加の促進

暫定貧困削減戦略ペーパー(暫定 PRSP)における行政改革の一環である汚職対策として、ケニア汚職対策局(Kenya Anti-Corruption Authority)が創設された。また、地方行政^{注1}における事業や予算の透明性等を改善、さらに住民への社会サービスの向上を達成するために、地方行政の見直しが行われた。前政権が積極的に進めてきた省庁別セクターをベースとした県開発行政^{注2}ではなく、地方自治政府(Local authority)の強化の必要性を説いている。その強化のための資金としては、地方自治政府基金(Local Authorities Transfer Fund : LATF)の設立を求めている。

暫定 PRSP における開発主体は、コミュニティ(村落)を考えている。具体的には、住民の主体的な参加による開発を中心にするべきとの考え方であり、地方政府の役割は限定的になっている。また、地方政府は、中央政府よりもコミュニティに向くべき(説明義務)としている。同ペーパーによる地方政府改革プログラム(Kenya Local Government Reform Program)は、次の5つの課題に焦点をあてている。

- 1) 地方自治政府(Local Authority)の役割の見直し(中央政府からの移譲)
- 2) 地方分権化の推進と MTEF を基にした地方自治政府機能の強化
- 3) LATF や道路税(Road Maintenance Levy Fund)の活用による地方自治政府の能力向上
- 4) 歳入の強化、予算管理能力の向上、会計検査の予算管理強化
- 5) 住民参加によるサービスの向上、インフラ整備の向上

暫定 PRSP のドラフトを検討するために、300人以上からの CBOs、NGOs、メディア関係者、市民、コンサルタント、研究所、政府等の代表からなるフォーラム(公開討論)が行われた。

注1 ケニアの行政上の区分として中央、州(Province)、県(District)があるが、ここでの地方行政としては県レベルを指す。

注2 地方政府は、地域住民の選挙により選ばれた議員で構成される議会が、行政を指導している地方自治政府と省庁の県レベルの出先機関で構成される県開発行政との二重構造にある(図5 - 2 p.40 参照)。

それらを踏まえて、PRSP(2001 年 7 月)は、経済成長と貧困削減を目的とした 3 年間のローリング計画^{注3}が策定された。住民の直接裨益するように基本社会サービスの提供と重点セクターに資源を重点的に配分することになっている。

(3) 中期支出枠組み(MTEF)

MTEF のよる財務管理の目的^{注4}は、次の 2 つである。

- 1) 公共部門への明確な財務管理手法を導入し、制度の構築を行うことにより、公共資源の分配の効率性の向上を図る。
- 2) 手続きを遵守することを通じ、結果が保証されとする「適性手続(Due Proces)」の考え方を越えて、結果(アウトプット)更に成果(アウトカム)の重視をめざす。

3 ~ 5 年間の中期的な支出枠組みの実施により、経済予測(歳入推計) 計画、予算の整合性が図られ、戦略的な優先度に基づいての予算配分が可能になることが期待^{注5}されている。また、セクターごとに予算配分することで、セクター別省庁が効率よく使えると考えられている。ケニアにおいて、1999 年に導入された MTEF は、2000 年 6 月に予算管理に活用されはじめた。セクター別である MTEF においても、マルチセクター^{注6}の課題として、HIV/AIDS、環境、人口、地域開発、ジェンダー、少数民族への配慮、があげられている。

現在検討されているケニアの行政改革により、MTEF の目的である予算の効率的な実施等が、さらに達成されることが期待されている。

(4) 経済復興戦略(Strategy for Economic Recovery : SER)

SER は、2002 年に成立した新政権^{注7}が国家的政策として打ち出したものである。この背景として、新政権(National Rainbow Coalition Government : NARC Government)は、国民への約束を次に掲げている。

- 1) 憲法の見直し
- 2) 国家経済の再構築
- 3) 法の遵守の徹底
- 4) 貧困削減

^{注3} 3 年ごとに計画を見直すのではなく、毎年、計画を見直し、3 年間の計画を策定。

^{注4} JICA 国際協力総合研修所「財政管理と援助」2003 年 3 月 p.1 を参照。MTEF 等の説明においても参照。

^{注5} 面談によれば、歳入予測等の技術協力をケニア政府に対して、DfID や世界銀行が行おうとしているとのことである。

^{注6} MTEF において、マルチセクターという表現ではなくて、Cross-sectoral issues あるいは cut across sectoral and ministerial boundaries である。

^{注7} 現政権は、National Rainbow Coalition Government と自称し、国民の期待に答えようとしている。その結果、ドナーに対してもケニア国民に分かりやすい支援を非常に期待しているとのことである。

- 5) 生計向上に関する決定への住民のエンパワーメント
- 6) 全国民参加の促進
- 7) 民族、社会階層、等の差別への撤廃意識の醸成

この声明を基本精神とし、PRSPをベースに、SERは改革アジェンダとしての役割を果たそうとしている。しかし、SERにおいて、PRSPとMTEFに対して、優先課題の絞り込み不足や、プログラム等はあまり成功していないとの厳しい評価を行っている。これにより、SERにおいては、優先課題等の絞り込みを行っている。

SERは、政府の役割や経済政策を含めて経済の現状と課題、金融、物的インフラ、生産セクター(農業、製造業、サービス業)の現状と展望、行財政改革、等で構成され、対象セクターにおいてもかなり絞り込まれている。

その底流に流れている考えは、法の遵守(特に治安と汚職対策)、規制緩和、行財政改革、地方分権化(特に地方自治政府)、民営化、等の実施による効率的な経済発展と民主化を達成することと思われる。その意味で、PRSPでの目標よりも、それを具現化するための制度的見直し(能力向上、民営化、権限移譲)に重点が置かれているのが一つの特徴である。

大きな政策の潮流からみると、SERもIMFや世界銀行が、1980年代から推し進めているマクロ経済の安定化(為替レートの適正化、貿易の自由化)、政府の役割の見直し、民主化、等の実施による「市場経済化」をめざした構造調整プログラムと基本的には同じ流れである。その底流のなかで、特に政府の役割等の制度的な見直しに重点を置いたものであるといえよう。しかし、構造調整プログラムにおける社会セクターの削減による貧困層への悪影響等の教訓を生かして、政府の役割として次の3項目が強調されている。

- 1) 中央政府の役割として政策策定
- 2) 初等教育、保健衛生、等の基本ニーズの対応及び道路等のインフラ整備。ただし、社会サービスの効率的な運営のための仕組みづくりは検討課題
- 3) 環境保全

3 - 2 地方開発計画と行政組織

(1) 地方開発計画

ケニアの人口の80%以上が農村で生計を営み、農村経済の75%が農業に従事している。1977年の6.8%の農産物の生産量の増加は、2000年には-2.4%と減少している。これを反映するように、2000年の経済成長は-0.3%にとどまっている。このように、農業・地方(農村)開発の成長が、ケニア経済を大きく左右しているので、ケニア政府が農業・地方(農村)開発のあり方を真摯に考えようとしているのは、当然ともいえる。

農業及び地方(農村)開発において、現在の重要な政策は、ケニア農村開発戦略(KRDS)、

ケニア食料安全保障特別プログラム(SPFS)、 国家農業家畜普及プロジェクト(NALEP)である。なお、1995 年にセクターワイドアプローチ(SWAP)として、農業セクター投資プログラム(Agricultural Sector Investment Programme : ASIP)策定が試みられたが、ドナー主導であったこともあり、前政権の積極的な協力を得ることができなかつたので、ケニア政府の政策として、定着することはなかつた。

1) ケニア農村開発戦略(KRDS)

ケニア政府の 15 年間(2002 ~ 2017 年)の農村開発の基本方針である KRDS^{注8}は、ケニア政府、国際 NGO である Action Aid、政府系研究機関である Institute of Economic Affairs(IEA)、Institute of Policy Analysis and Research、ジョモケニヤッタ大学等の大学関係者、それに加えて、英国国際開発省(DfID)、Farm Africa、FAO、IFAD、ドイツ技術協力公社(GTZ)、SIDA、USAID の協力^{注9}により、策定された。農業省内部の了解はほぼ完了したものの、国会等の最終承認の段階で足踏み状況^{注10}であり、今後の推移を見守る必要がある。

KRDS において、過去の農業・地方(農村)開発政策の制約要因として、次のことをあげている。

- ・ 計画策定における住民等関係者の参加不十分
- ・ 整合性のある農業・地方(農村)開発政策のフレームワークの不在
- ・ 不十分なインフラ整備、脆弱な政府の実施能力、HIV の悪影響

これらを踏まえて、KRDS の特徴は、次のとおりである。

- a) 今後 15 年間の農村開発のフレームワークであり、政府、民間セクター、宗教グループ、NGO、村落コミュニティ、ドナーへの開発の指針
- b) 政府の協力において、すべての関係者の参加を促進
- c) 全体的目標は、食料の確保、雇用の確保、所得向上、福利の充実を図るとともに、資源やサービスへのアクセスを参加型農村開発により実施
- d) 具体的目的は、平等な成長の促進、食料確保、農業及び非農業による所得向上、健康及び人権の確保、持続的な自然資源の管理、グットガバナンス(安全保障と法の遵守)、インフラ整備、である。

KRDS において、コモンバスケット的な考えは、ケニア農村開発戦略基金(Kenya Rural Development Strategy Trust Fund : KR DSTF)においてみられる。これは、5 人の民間セクターからの代表、3 人の市民代表、6 人の政府代表から構成される理事会(Board of Trustees : BOT)

^{注8} 最新の KRDS のドラフト(2002 年 3 月)は、背景、現状、農村開発の制約、課題、展望、基本方針、KRDS の実施、の 5 章で構成されている。KRDS の内容等は、この最終ドラフトに拠る。

^{注9} JICA ケニア事務所は、正式の基本方針となった時の印刷費を用意している。

^{注10} 2003 年 1 月、旧 Ministry of Agriculture and Rural Development が、Ministry of Agriculture and Livestock Development に再編されたこともあり、Rural Development Strategy を推進力が弱まっていると思われる。

により監理され、農村開発調整ユニット(Rural Development Co-ordination Unit : RDCU)が、プロジェクトの選定や実施監理等の運営を行う計画(図3 - 2 参照)である。RDCU は、 予算・管理、 技術、 プロジェクトの3つの部署から、民間からも含めて公募により選定されたスタッフで構成される予定である。

2) ケニア食料安全保障特別プログラム(SPFS)(A Concept Note, February 2003)

SPFS は、PRSP(2001 ~ 2004 年)における貧困削減をより具現化するためのプログラムとしての位置づけである。また、SPFS において、KRDS は、中長期的な農村開発の道標との位置づけである。

SPFS の背景として次の課題があげられている。

- a) 食料安全保障における農民の知見と主体性の尊重(自立的農村開発の促進)
- b) 自立的農村開発を促進させるための住民組織の強化
- c) 農村金融制度(預金と融資)の整備
- d) 干害等の天災に対する準備と対策
- e) “ Food for Work ”等を活用しての貧困層等への食料供給

SPFS の実施体制は、農業畜産省(MoALD)の中央レベルに小規模のユニット(SPFS-SU)をつくり、全体の調整と計画策定・モニタリング等を担当する。アドバイザー委員会(SPFS-Steering Committee)を MoALD の農業畜産生産局長(Director of Agriculture and Livestock Production : DALP)の主導により、民間、住民代表、NGO、ドナー国・機関、関連省庁から構成している。また、県の農業畜産生産普及オフィサー(District Agricultural & Livestock Extension Officer : DALEO)は、県レベルでのマルチセクターの県食料安全委員会(District Food Security- Steering Committee : DFS-SC)をつくるようになっており、そのメンバーとして、地方自治政府(Local Authority)、NGO、CBOs 代表、民間、肥料会社、関連省庁、ケニア農業研究所(Kenya Agricultural Research Institution : KARI)、MoALD スタッフがあげられている。事務局は MoALD が担当するが、議長は、民間から選定するようになっている。

CBOs としては、NGO、農業フィールド・スクール(Farmer Field Schools : FFS)^{注11}、農民グループ、女性グループ、青年グループ、教会等があげられる。SPFS の実施主体は FFS であり、農業省の普及員が主体となり、いくつかの県で活動している。FAO、IFAD、UNDP、DfID、Rockefeller、等が資金支援を行っている^{注12}。農産物生産、零細企業、住民組織強化等に関する自己選択を行うための研修を FFS により、MoALD スタッフが中心となり行い、そのスクールを終えた農民は、自分たちの農場で実践を行う。なお、NALEP との連携を模索している。

注11 スクールといっても、学校施設があるのではなくて、野外の実習等を通じての農業技術等の研修。

注12 ドナー国・機関は、FFS に対する本格的な関与は、FAO 以外は、決めていない。

SPFSの5年間(2004～2009年)の概算は、4万のCBOsを対象に5,200万米ドルを予定しており、予算の流れとしては、DFS-SCを通じて、コミュニティに流れていくことになる。当面、FAOの2004年7月から1年間の技術協力プログラム(Technical Cooperation Programme: TCP)を活用して、SPFSを実施する計画である。対象とする県を、県の貧困状況(貧困度、教育水準、HIV/AIDS状況)、インフラ整備状況(交通、通信、エネルギー、道路)、PRSP(食料県別ランキング)等の基準により、選定を行っている。

3) 国家農業家畜普及プロジェクト(NALEP)

1974年から26年間にわたって実施されてきた国家土壌・水保全プログラム(National Soil and Water Conservation Programme)の経験や知見を基に、NALEPのフレームが策定された。この策定や実施にSIDAは、2000年から2004年間の支援^{注13}を行っている。NALEPの特徴の一つであるフォーカル地域アプローチ(Focal Area Approach)は、限られた期間(通常1～2年)において、いくつかの地域での対象農家に集中的に支援を行うことを基本方針としている。フォーカル地域アプローチの対象とする農家数は、通常300～400戸である。この方法の利点として、次のことがより可能になると考えている。

- a) 農業活動に対するモニタリングとフォローアップへのきめ細かい対応
- b) 効率的な資源の活用
- c) 関連省庁や民間等からの協力
- d) フォーカル地域普及計画(Focal Area Extension Planning)等を活用してのコミュニティへの円滑な波及

フォーカル地域普及計画は、MoALDのDivision(郡)レベルの担当者である郡普及調整員(Divisional Extension Coordinators)を中心に他省庁の郡レベルの協力を得ながら行う体制である。コミュニティレベルでは、同省の現場普及員(Frontline Extension Worker)が普及活動等をきめ細かに実施している。また、県レベルでは、農業畜産生産普及局長が全体的な調整を行い、そのマネジメントのメンバーとして、県畜産生産オフィサー DALEO、県農業オフィサー(District Agriculture Officer)、県社会文化オフィサー(District Social and Culture Officer)があげられている。

国家農業普及政策(National Agricultural Extension Policy)^{注14}によれば、農業普及制度の全面的な見直しが行われており、その主な方針は次のとおりである。

- a) 農民のニーズに対応した普及
- b) 参加等による普及事業の透明性の確保

^{注13} 主に、バイクや車両の修理代を負担。現地での聞き取りによれば、普及員の日当やガソリン代も支援をしている。

^{注14} 本政策の内容は、National Agricultural Extension Policy(Ministry of Agriculture and Rural Development, 2001年12月)に拠る。

- c) 研究と普及の一体化
- d) 民間セクターの活用、特に農業のポテンシャルが高い地域
- e) 将来は、一部普及事業の民営化
- f) 農業普及を農業生産につなげるための農業基盤整備への配慮

3 - 3 地方分権化と行政組織

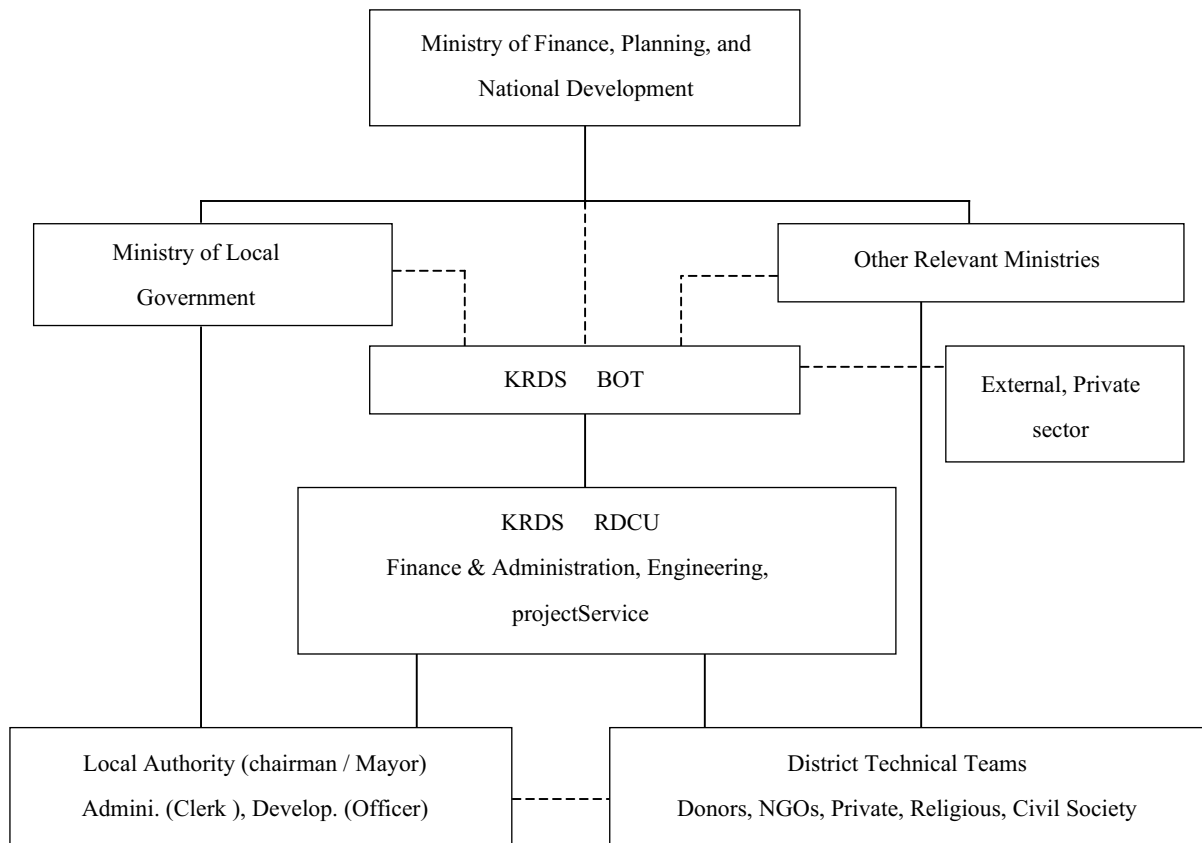
1969年、特別農村開発プログラム(Special Rural Development Programme : SRDP)は、いくつかの県を対象に農産物増産、工商の振興による農村開発プログラムである。しかし、トップダウン方式による弊害、縦割りのセクター省庁間の横断的な調整能力の脆弱性等により、そのパフォーマンスは、よい評価を受けることはなく、マルチセクターである農村開発の難しさを浮き彫りにさせた。

1974年、労働集約的に施工する農村フィーダー道路建設による農村アクセス道路プログラム(Rural Access Roads Programme)により、農村の雇用拡大が図られた。第4次国家開発計画(1979 ~ 1983年)において、農村と都市を補完的に発展させるための農村貿易・生産センター(Rural Trade and Production Centres)が提唱されたが、政府の実施能力不足で十分に実施されなかった。

1983年に導入された地方分権計画(District Focus for Rural Development : DFRD)に強化されてきたDDCは、中央政府(大統領府)により任命されたDCが、セクター別の省庁を県レベルで横断的に調整する場としての役割を果たしてきた。しかし、中央政府からの任命であるDCが中心的役割を果たすことによる中央集権化が進んでいるとの批判がある。

KRDSの円滑な実施の鍵は、法的及び財務も含めて、地方自治政府への権限委譲である。市庁等の地方自治政府(local authority)を主な実施主体と考えている(図3 - 2参照)。また、将来的な実施主体としては、関連技術者の雇い入れを図りながら、地方議員から選ばれた議長をトップとしたプロジェクト・プログラム委員会(Projects and Programmes Committee : PPC)が中心的役割を果たすことが検討されている。また、中央の調整官庁として、農業省ではなくて、旧財務計画省であることが、一つの特徴である。資金源としては、KRDSTFのみならず、地方自治政府向けのLATFの活用を考えている。さらに、将来的には、村落レベルのコミュニティー開発基金(Community Development Trust Fund : CDTF)の創設まで構想として、考えられている。

KRDSTFは前述したように、5人の民間セクターの代表、3人の市民代表、6人の政府代表で構成される理事会(BOT)により当面の間は監理される。RDCUは、地方自治体との連携を行いつつ、プロジェクト選定や実施監理等の実施にかかわる監理を行う。このユニットは、公募によりスタッフを選定する計画である。しかしながら、ライン省庁の役割が、県技術チーム(District Technical Teams)として、RDCUとのかかわりが不明朗であるので、実施にあたって、これらの検討が今後の課題と思われる。



出典：KRDS 2002-2017 Final Draft(Republic of Kenya, 2002 March 19th)p.62.

図 3 - 2 KRDS の実施体制(案)

第4章 国際機関・他援助機関の動向

4-1 ドナー協調と関連政策

2002年12月にキバキ新政権が成立して、ケニア前政権と政策、汚職等で対立が深かったドナー国・機関が戻りつつある。これからドナー協調の形がつくられるので、我が国としても、この時期は、援助協調に十分に寄与できるタイミングである。農業・地方(農村)開発分野におけるドナー協調は、世界銀行、EUが中心^{注15}になっている。その主なメンバーは、DfID、GTZ、SIDA、FAO、そしてJICAである。同様な分野で、UNDPが積極的に役割を果たしている環境・農村開発分野におけるドナー協調がある。

ドナー協調は、大使級から作業グループと幅広いレベルで行われており、その間の調整が十分とはいえない。また、ケニア政府の関与においても、当該省庁の次官が議長^{注16}として、イニシアティブを発揮するケースもあるが、ドナー間でまとまった話しをケニア政府の申し入れるケースもあるなど多様であり、混沌としている状況であるといえる。しかし、今後、それぞれのドナー国・機関がそれぞれの分野において実績を積んでいくことにより、ある程度の対象分野や地域等の棲み分けが起これると思われる。

ドナー協調を考えるうえで重要なプログラムは、アフリカのための特別支援プログラム(Special Program of Assistance for Africa : SPA)で活用されたセクター別投資プログラム(Sector Investment Program : SIP)である。SIPの特徴は、次の5つである。

- 1) セクター戦略・政策のフレームワークを前提
- 2) 途上国のオーナーシップによる実施
- 3) すべての主要な援助国が、途上国政府によるプロセスにパートナーとして参加
- 4) 実施手続は、援助国間でできるだけ共通化
- 5) 現地の人材をできるだけ活用し、長期の技術協力を減らしていく

4)の援助の共通化として、援助国の同意を得たセクター開発計画に沿って、すべてのドナー国・機関が、セクターごとに共通の口座であるコモンバスケットに資金を振り込み、その資金を途上国が開発計画等に沿って、予算を配分する方法がある。教育や保健衛生の分野において、アフリカの一部の国^{注17}で実施されている。

ケニアにおける各ドナー国・機関の支援の特徴は次のように分けられる。

^{注15} 以前は、FAOやGTZも積極的に議長等を務めて、この分野におけるドナー協調を行ってきたが、担当者が変わったことにより、その役割は低下したとのことである。このように組織としての方針もあるが、担当者の考え方等の人為的な要素があるのも事実である。

^{注16} 水資源省の場合は、事務次官(Permanent Secretary)がドナー協調の議長であるとのことである。

^{注17} アフリカにおいて援助協調が比較的進んでいる国としては、ガーナ及びウガンダがあげられる。

- ・ 政策支援や行財政改革を重点とした行財政支援重視型は EU、DfID
- ・ 現場の個別案件実施重視型は、JICA、米国国際開発庁(USAID)
- ・ その両方は、世界銀行^{注18}、UNDP、FAO^{注19}、GTZ^{注20}、SIDA

この特徴は、従来からのプロジェクトの継続もあり、現在の支援プロジェクト等から判断をしたが、今回の聞き取りからは、世界銀行は明らかに行財政支援重視型であり、FAO は個別案件実施重視型であると思われる。

4 - 2 援助国・機関の動向^{注21}

(1) 世界銀行

世界銀行は、貧困削減をより具現化するために 2002 年に世界銀行農村開発戦略：「貧しい人びとに」(The world Bank Rural Development Strategy : Reaching to the Poor)を地方(農村)開発戦略として策定した。その特徴として、次の 5 点があげられる。

- 1) 農産品貿易の自由化やよい統治等の制度の確立
- 2) 農業の生産性の向上と所得向上と雇用創出
- 3) 流通・市場を勘案した農業・非農業の振興
- 4) 教育、保健衛生、HIV/AIDS 等の社会開発
- 5) 自然資源の保全

アフリカに対して、世界銀行は、今後 3 年間の重点分野として、 財政支援、 コミュニティー自立開発(Community Driven Development)^{注22}、 キャパシティビルディング、をあげている。地方(農村)開発分野においては、 行財政改革及びコミュニティをベースとしたボトムアップの促進、 食料安全と投資環境等の改善、 自然資源の保全、 脆弱性(HIV/ AIDS)への対応、があげられている。

^{注18} 最近の世界銀行は、構造調整プログラム等を推進したことで分かるように、政策や行財政改革を中心課題としている。ケニアへの本格的な援助帰りを反映してか、面談等からの感触としては、この分野への支援がより重点化していくと思われる。

^{注19} 前 FAO ケニア事務所長は、ドナー協調に積極的で事務局的な役割を持ち回りで行っていたが、現所長は、FAO としての重点政策が、KRDS から SPFS に移っていることもあり、以前ほどドナー協調に積極的ではないといわれている。

^{注20} KRDS を積極的に取りまとめた GTZ 職員(20 年以上もアフリカ開発にかかわっていたベテラン)が、事故死したことで、ドナー協調への対応は、今後の推移を見守る必要がある。前述の FAO のケースにもあるように、組織としての方針もあるが、現地関係者の意向により、ドナー協調へのかかわり方が異なるという人為的なことも重要である。

^{注21} ドナー動向は、JICA 米国事務所が 2002 年に実施したケニアでの調査結果、及び本プロジェクト形成調査の結果の両方を参照して、まとめた。

^{注22} 地方政府が、資金管理も含めて、コミュニティレベル(村落)でのプロジェクト監理を行う。コミュニティは、プロジェクト形成と実施に参画。ケニアの憲法の見直し(Constitution Review)により、県知事(District Commissioner)を中心とした県開発委員会をベースに、県開発行政から地方自治政府(Local Authority)の役割が変わっていく可能性があるので、今後の推移を見守る必要がある。換言すると、財務の面からは、地方自治政府の能力向上を図ろうとしているが、人的資源の面からは、県開発行政の役割も大きいのも事実である。

現在、ケニアで13のプロジェクトが実施されている。そのうち、農業・地方(農村)開発分野でのプロジェクトは、次の2つである。

- 1) Arid Lands Resource Management Project(1996 ~ 2003 年 6 月、引き続いてフェーズ II を実施する予定): ツルカナ、やマルサビット等の乾燥地の貧困削減と食料安全等を目的として、水資源、市場・流通網整備(インフラ)、関係省庁の能力向上。
- 2) National Agricultural Research Project II(1997 ~ 2003 年 12 月): 農業生産性の向上と小農の所得向上により、食料安全、貧困削減、環境保全を達成するために、KARI^{注23}の能力向上。

(2) EU

1970 年代から 1980 年代後半まで、EU は農業・地方(農村)開発を重視し、輸出換金作物振興、灌漑、総合農村開発、小規模プロジェクトを柱にして、支援を行ってきた。しかし、1980 年代後半から 1990 年代前半においては、農産物の低価格、住民の決定過程における不十分な参加、マルチセクター・アプローチである農村開発^{注24}の実施の困難性等有り、農業・地方(農村)開発は下火になった。その後、1997 年より、農業・地方(農村)開発が、農村の貧困削減という視点から、EU の協力重点分野に再び取り上げられた。

EU の農村開発戦略は、「住民の持続的な生計向上を支援すること」を目的とし、次の6つを基本方針としている。

- 1) より平和で、平等で、開かれた民主的農村社会の実現
- 2) より効率的で責任が明確な組織
- 3) 農村開発成長を導く経済政策
- 4) 住民の個人財産権の確保
- 5) 持続可能な環境
- 6) EU の基本政策との整合性

ケニアにおいては、農業・農村開発分野でのドナー協調に積極的に参画すると同時に、市場経済化を促進させるために、農産物や魚類の食品加工支援を重点分野としている。また、地方政府の能力向上支援も大きな支援分野である。

(3) FAO

FAO は、貧困削減、人権、持続的な自然資源管理、食料安全保障を重視して、次の開発目標を掲げている。

^{注23} KARI はケニア農業省直轄の農業研究所で、DfID、GTZ も支援をしている。

^{注24} EU は、ケニアの県主体による農村開発(District Focus for Rural Development)の支援として、県開発行政にマイクロプロジェクトの予算を直接供与をした。

- ・ 安全な食料の確保
- ・ 持続可能な農業・農村開発
- ・ 自然資源の保全

FAO の中期計画(2002 ~ 2007 年)において、以下の農業・農村開発プログラムがまとめられている。

- 1) アクセス 21 : 食料安全と持続的農村開発のための土地所有制度の確立
- 2) 持続的農村生計を促進させる農村組織づくり
- 3) 持続的な生計と食料安全を支える参加型アプローチと手法
- 4) 農村開発と食料安全保障のための調整行政委員会(Administrative Committee on Coordination : ACC)ネットワーク管理とサポート

FAO が重視して実施している SPFS は、低所得、食料不足である国を対象に、国及び住民レベルにおいて、食料安全保障及び貧困削減を目標に、食料生産性の向上、農民所得の向上、雇用の創出を図ろうとしている。SPFS は、対象地域の自然条件や主要農産物が似た開発途上国専門家を 2 ~ 3 年派遣し、農産物の生産性向上のための技術指導を行う南南協力も実施している。ケニアにおける SPFS の活動は、3 - 2 地方開発計画と行政組織を参照のこと。

(4) UNDP

UNDP のアフリカの地域協力フレームワーク(Regional Cooperation Framework : RCF)として、貧困削減と持続的な人間開発という目標に向けて、 民主的で参加による統治の育成、 アフリカにけるグローバリゼーションの促進(Making Globalization work For Africa)、 紛争防止、平和構築、災害予防と回復、 HIV/AIDS 対策、を重点分野としている。

2004 ~ 2008 年の国別協力フレームワーク(Country Cooperation Framework : CCF)によれば、UNDP のケニアに対する戦略は、 よい統治、 HIV/AIDS、マラリア、結核、 緊急災害等の予防と政府能力の強化、 持続的生計と環境、を重点的に支援することになっている。 の持続的生計の向上において、農業生産性の向上、小農の市場アクセス改善やマイクロクレジットの導入、情報技術アクセス向上、が具体的な目的である。また、これらのコミュニティーレベルでの経験からの知見や教訓をベストプラクティスとして、DfID と同様に、マクロレベルの政策として活用する方向になってきている。

(5) DfID

1995 年以降、DfID は、KARI への支援以外は、直接資金支援(Direct Funding Initiative)による NGO を通じた草の根支援であった。これは、政府の実施体制や制度的環境の脆弱性を反映した結果である。今後 3 年間のケニア戦略ペーパー(Kenya Country Strategy Paper)を策定中で

あるが、全体としては、プロジェクト/プログラムによる協力から政策アドバイスに重点を置き、技術的な支援を少し行いつつ、財政支援に移るとの方針である。DfIDの農業・地方(農村)開発においては、自然資源管理、土地政策、農業・農村開発に関する技術支援及び政策アドバイス、の3つが重点分野である。

ケニアにおける財政支援として、2002年には、ナイロビ、モンバサ等の大都市の地方自治政府によるコミュニティーベースの開発計画策定を支援した。これらの都市において、DfIDは、技術系の人材も含めて、比較的充実しており、財務上の問題を除いて、地方自治政府としての課題は少ないと判断している。他方、農村地域を対象とした地方自治政府(Country Council)は、人的資源の課題が多く、地方自治政府能力向上に関する調査等を通じて、どのように協力を行うかをEUと世界銀行^{注25}との連携を深めながら模索中である。

(6) GTZ

2002年に発表されたアフリカにおけるセクターネットワーク農村開発(Sector Network Rural Development, Africa: SNRD)によれば、貧困層が問題解決に向けて、自主的に対応できるようにするための方法は、地域レベルでの介入を行い、農業中心や輸出志向を軸とした従来のプログラムとは異なる、人(人びと)を中心^{注26}に置き、地域特有の社会経済状況(コンテクス)に十分に配慮した農村開発アプローチをGTZは行おうとしている。具体的には、次の分野で重点的に活動を行っている。

- ・ 地方分権化と地方(農村)開発
- ・ コミュニティー・ベースの自然資源管理
- ・ HIV/AIDS(農村開発)
- ・ セクター改善と投資プログラム
- ・ 林業

ケニアでの今後12年間のGTZの農業分野での重点課題は次のとおりである。

- 1) 農業の民間セクターの法的規制等の環境整備
- 2) 農業分野におけるセクターワイドアプローチ導入及び実施のパートナーの能力向上
- 3) 民間セクターを含めて、農業生産性の向上及び土壌保全
- 4) 中小の食品加工の育成
- 5) 道路、灌漑、マイクロクレジット等の整備によるアクセス改善とサービス向上
- 6) 住民組織の強化

^{注25} 世界銀行は、都市の地方自治政府、EUは農村の地方自治政府を主な対象としている意見が、DfID関係者よりあった。

^{注26} Norman Long(2001)Development Sociology(Routledge, London)におけるアクターパスペクティブを参照。GTZのアプローチは、今後の地方(農村)開発のあり方について、多くの示唆に富んでいると思われる。

7) 県レベルや地方都市への地方分権化

8) 民間ビジネスの研修

GTZの県レベルの支援としては、キリフィ、サンプル、ラムという県に1990年前半ごろから貧困削減を目的に行っている。それらは、住民参加農村開発(participatory integrated development : PID)を活用して、住民の主体的な意思や活動により行われている。キリフィの場合は、2002年末までに250のコミュニティに支援を行っているが、2005年までにさらに500以上のコミュニティに支援を行う予定である。この支援は、GTZ雇用に専門家が現地に滞在し、ローカルスタッフを十分に活用して行うので、我が国の専門家による技術協力プロジェクトに近いと思われる。

第5章 協力対象候補地域の現状と課題

5-1 候補地ニャンザ州の概要

5-1-1 候補地選定の経緯

今次調査の候補地として選定されたニャンザ州は、表2-13(p.17)に明らかなようにケニアのなかで最も貧困率が高い地域である。貧困地域への開発協力を意図した本調査では主にこれらの情報に基づき、その一方で農業発展のポテンシャルが確認される2つの県を選択した。すなわち、貧困率が最も高いニャンザ州の2つの県、ニヤンド県とホマベイ県を選択した。

ニヤンド県は純農村地域を主な領域とする地域であり、一方、ホマベイ県はビクトリア湖岸に発展したホマベイ町を中心に栄えた、都市部及び周辺の農村部を領域とする地域である。

なお、同地域へのドナーの協力としては、これまでにSIDAによるNALEPに加え、NGOによる小規模な活動があるのみであり、調査時点ではIFADがホマベイ県を含むニャンザ州南部地域を対象にSLA(Sustainable Livelihood Approach)手法によるHIV/AIDS対策事業を準備しており、JICAケニア事務所を通じて連携事業の打診がなされた経緯がある。

5-1-2 ニャンザ州の現状と課題

表5-1(p.38)はケニア中央統計局が作成したものであるが、これによると今次、調査対象候補地域として選択したニャンザ州の潜在的農業発展度は97%と極めて高く、同州の主要農産物はコーヒー、紅茶、サトウキビである。しかしながら、1999年から2000年にかけては旱魃の被害を被ったほか、経済の自由化政策を通じてそれらの価格が大幅に低落したために多くの生産者が大きな打撃を受けたといわれている。

また、ビクトリア湖畔地域の近隣諸国とつながる道路が整備された結果、HIV/AIDS感染が同地域に広がり、住民の健康はもとより、経済活動にも深刻な影を落としている。

これらの事情は、5-1-1で言及した貧困率の高さの背景要因の一部であるが、いずれにせよ、農業振興やそのほかの都市部でも多くの事例がみられるNGOや住民組織による小規模企業支援を通じた地域住民の生計の活性化が重要な開発課題の一つである。

第5章 協力対象候補地域の現状と課題

5-1 候補地ニャンザ州の概要

5-1-1 候補地選定の経緯

今次調査の候補地として選定されたニャンザ州は、表2-13(p.17)に明らかなようにケニアのなかで最も貧困率が高い地域である。貧困地域への開発協力を意図した本調査では主にこれらの情報に基づき、その一方で農業発展のポテンシャルが確認される2つの県を選択した。すなわち、貧困率が最も高いニャンザ州の2つの県、ニヤンド県とホマベイ県を選択した。

ニヤンド県は純農村地域を主な領域とする地域であり、一方、ホマベイ県はビクトリア湖岸に発展したホマベイ町を中心に栄えた、都市部及び周辺の農村部を領域とする地域である。

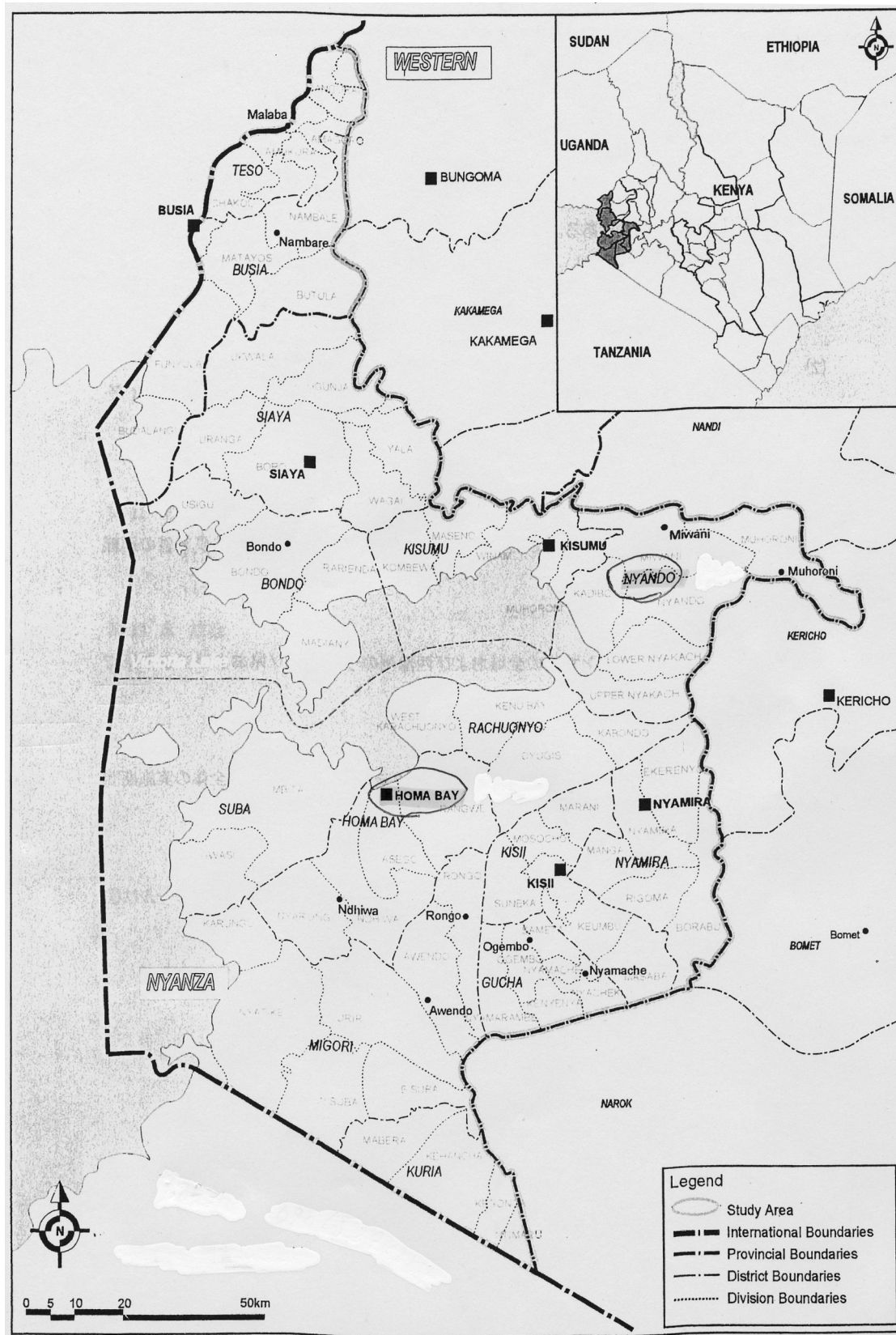
なお、同地域へのドナーの協力としては、これまでにSIDAによるNALEPに加え、NGOによる小規模な活動があるのみであり、調査時点ではIFADがホマベイ県を含むニャンザ州南部地域を対象にSLA(Sustainable Livelihood Approach)手法によるHIV/AIDS対策事業を準備しており、JICAケニア事務所を通じて連携事業の打診がなされた経緯がある。

5-1-2 ニャンザ州の現状と課題

表5-1(p.38)はケニア中央統計局が作成したものであるが、これによると今次、調査対象候補地域として選択したニャンザ州の潜在的農業発展度は97%と極めて高く、同州の主要農産物はコーヒー、紅茶、サトウキビである。しかしながら、1999年から2000年にかけては旱魃の被害を被ったほか、経済の自由化政策を通じてそれらの価格が大幅に低落したために多くの生産者が大きな打撃を受けたといわれている。

また、ビクトリア湖畔地域の近隣諸国とつながる道路が整備された結果、HIV/AIDS感染が同地域に広がり、住民の健康はもとより、経済活動にも深刻な影を落としている。

これらの事情は、5-1-1で言及した貧困率の高さの背景要因の一部であるが、いずれにせよ、農業振興やそのほかの都市部でも多くの事例がみられるNGOや住民組織による小規模企業支援を通じた地域住民の生計の活性化が重要な開発課題の一つである。



ニャンザ州と調査候補地の位置

表 5 - 1 州別農地の潜在性評価

(千 ha)

Province	High Potential	Medium Potential	Low Potential	Total	Percentage of High Potential Land
Central	909	15	41	965	94%
Coast	373	796	5,663	6,832	5%
Eastern	503	2,189	11,453	14,145	4%
Nairobi	16	-	38	54	30%
North Eastern	-	-	12,690	12,690	0%
Nyanza	1,218	34	-	1,252	97%
Rift Valley	3,025	123	12,220	15,368	20%
Western	741	-	-	741	100%
合 計	6,785	3,157	42,105	52,047	13%

出典：Based on Statistical Abstract, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 1999.

5 - 1 - 3 県レベルにおける地方開発行政の概要

ケニアにおける県レベル地方開発行政は、以下の2つの系統によって構成されている。1つは中央政府の出先機関として位置づけられた地方行政(Local Government)であり、もうひとつは地方自治政府(Local Authority)である。それらの関係^{注 27}については、図 5 - 2(p.40)を参照のこと。

(1) 中央政府出先機関による地方開発行政

いうまでもなく前者では、図 5 - 1 に示した各人材はそれぞれの帰属する中央省庁から派遣され、事業予算が配分され、国家開発計画に基づいた業務に従事している。例えば、全体を統括する県知事(District Commissioner)は大統領府(Office of President)、県知事の下で県開発計画行政にあたる DDO は国家開発計画省からの派遣といった具合である。また、郡(Division)、地域(Location)、地区(Sub-location)、村(Village)などの各レベルに下部機構をもつ一方、上位の州レベルには出先事務所が設置され、州単位での調整業務が行われているが、州レベルの調整機能は政治・社会面における調整が重視されているようで開発行政機能はもたない。

^{注 27} 中央政府システムと地方自治政府システムの二重行政システムは、今後も当面維持される見込みである。しかし、中期的には分権化が指向され、両者の機能の更新、調整が図られるものと見込まれる。これについては現在、審議中の憲法の見直し作業に含まれている模様。

表 5 - 1 州別農地の潜在性評価

(千 ha)

Province	High Potential	Medium Potential	Low Potential	Total	Percentage of High Potential Land
Central	909	15	41	965	94%
Coast	373	796	5,663	6,832	5%
Eastern	503	2,189	11,453	14,145	4%
Nairobi	16	-	38	54	30%
North Eastern	-	-	12,690	12,690	0%
Nyanza	1,218	34	-	1,252	97%
Rift Valley	3,025	123	12,220	15,368	20%
Western	741	-	-	741	100%
合 計	6,785	3,157	42,105	52,047	13%

出典：Based on Statistical Abstract, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance & Planning, 1999.

5 - 1 - 3 県レベルにおける地方開発行政の概要

ケニアにおける県レベル地方開発行政は、以下の2つの系統によって構成されている。1つは中央政府の出先機関として位置づけられた地方行政(Local Government)であり、もうひとつは地方自治政府(Local Authority)である。それらの関係^{注 27}については、図 5 - 2(p.40)を参照のこと。

(1) 中央政府出先機関による地方開発行政

いうまでもなく前者では、図 5 - 1 に示した各人材はそれぞれの帰属する中央省庁から派遣され、事業予算が配分され、国家開発計画に基づいた業務に従事している。例えば、全体を統括する県知事(District Commissioner)は大統領府(Office of President)、県知事の下で県開発計画行政にあたる DDO は国家開発計画省からの派遣といった具合である。また、郡(Division)、地域(Location)、地区(Sub-location)、村(Village)などの各レベルに下部機構をもつ一方、上位の州レベルには出先事務所が設置され、州単位での調整業務が行われているが、州レベルの調整機能は政治・社会面における調整が重視されているようで開発行政機能はもたない。

^{注 27} 中央政府システムと地方自治政府システムの二重行政システムは、今後も当面維持される見込みである。しかし、中期的には分権化が指向され、両者の機能の更新、調整が図られるものと見込まれる。これについては現在、審議中の憲法の見直し作業に含まれている模様。



図 5 - 1 ニヤンド県開発行政組織図

(2) 地方自治政府による開発行政

市(City Authority)や町(Town Authority)などの都市部の単位と、県内のそれら以外の農村地域を領域単位とする県(County Authority)の3つのタイプの地方自治政府(Local Authority)が置かれ、それぞれに議会(Council)が設置されている。それぞれの地方自治政府職員、特に開発行政サービスに従事する職員は、それらの地域から課題・セクターに沿って採用されている。多くの場合、彼らは領域内の村落を訪問し、村人の声を聞くことを通じて村落の開発ニーズを把握し、実現優先度を考慮し、実施計画をまとめる。これらの事業は小規模市場の設置、保健所の設置、家畜飼料の配給、アクセス道路の建設、小規模ダムの建設、コミュニティー・センターの建設、給水ポンプ施設の設置等々、村落住民の生活に密着した内容である。これら事業は例外なく住民の参加が組み込まれたものであり、住民による役務や資材の部分的な提供・供出が実現されている。このシステムは一般にハランベ(相互扶助)と呼ばれるものである。

なお、研修事業の場合も地方自治政府によって雇用された社会開発専門家によって企画・実施されているが、いずれも小規模である。

(3) 中央政府出先機関と地方自治政府の連携

中央からの出先機関である県行政と地方単位の地方自治政府は、人材、技術力、予算など資源において大きな隔たりが存在し、全社の存在感が極めて大きい。したがって、両者の連携については中央政府から派遣されている県知事や DDO の機能を通じてなされるのが一般的である。例えば、地域の開発課題について定期・不定期に県開発会議が開催されるが、その場合の参加者には必ず、地方自治政府からの参加者が含まれており、実施事業の選択と実施においては協力関係にある。また、(2)で例示した地方自治政府事業の企画・実施過程では中央政府から出向し、出先機関に配置されている各分野専門家との協議を通じ

て、技術的アドバイスを求めることはあっても一般に規模が小さいため、最低限度の調整、例えば、両者による事業の重複のチェックなどがなされている程度である。

一般に両者の特徴は、県行政職員は予算・組織・技術力に優れるが地域事情に疎く、一方、地方自治政府職員は地域事情には精通しているものの、資源に乏しいと説明されている^{注28}。

(4) 地方自治政府の財政状況

一般に地方自治政府の事業予算は、大別して2種類の財源によって支えられている。一つは中央政府から交付される LATF ともう一つは地方歳入である。前者は、中央政府歳入の5%を各地方自治体の人口を勘案して配分されており、後者には市場での営業税、土地税、店舗税などである。なお、現在、LATFの拡大を通じた地方自治政府への財政支援策が検討課題^{注29}となっている。

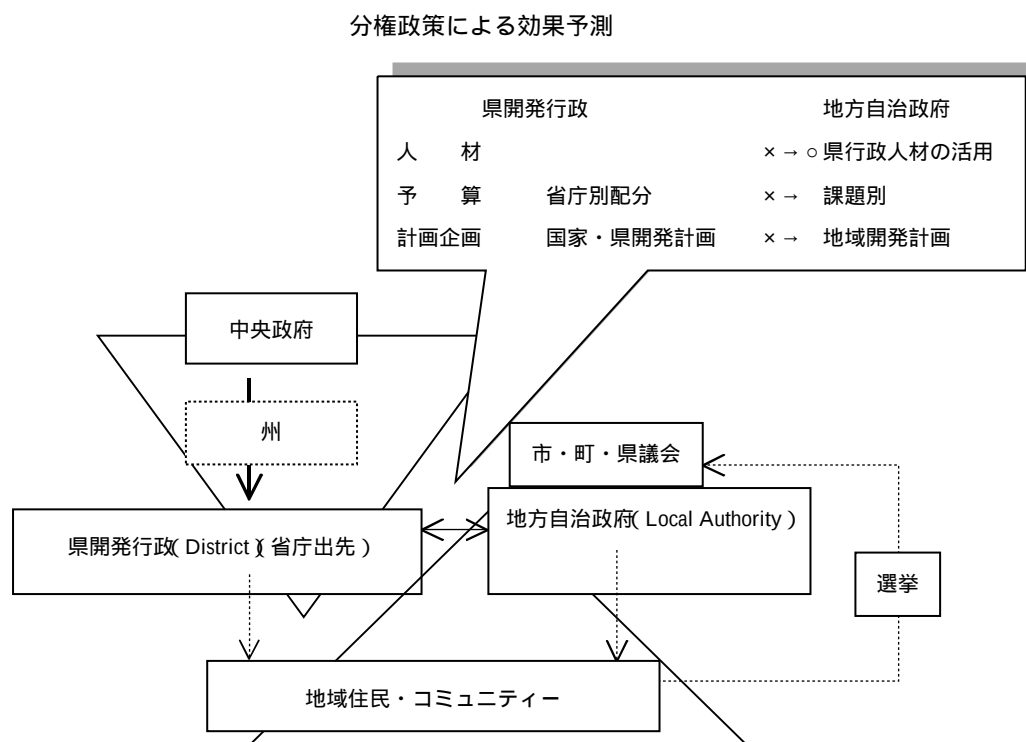


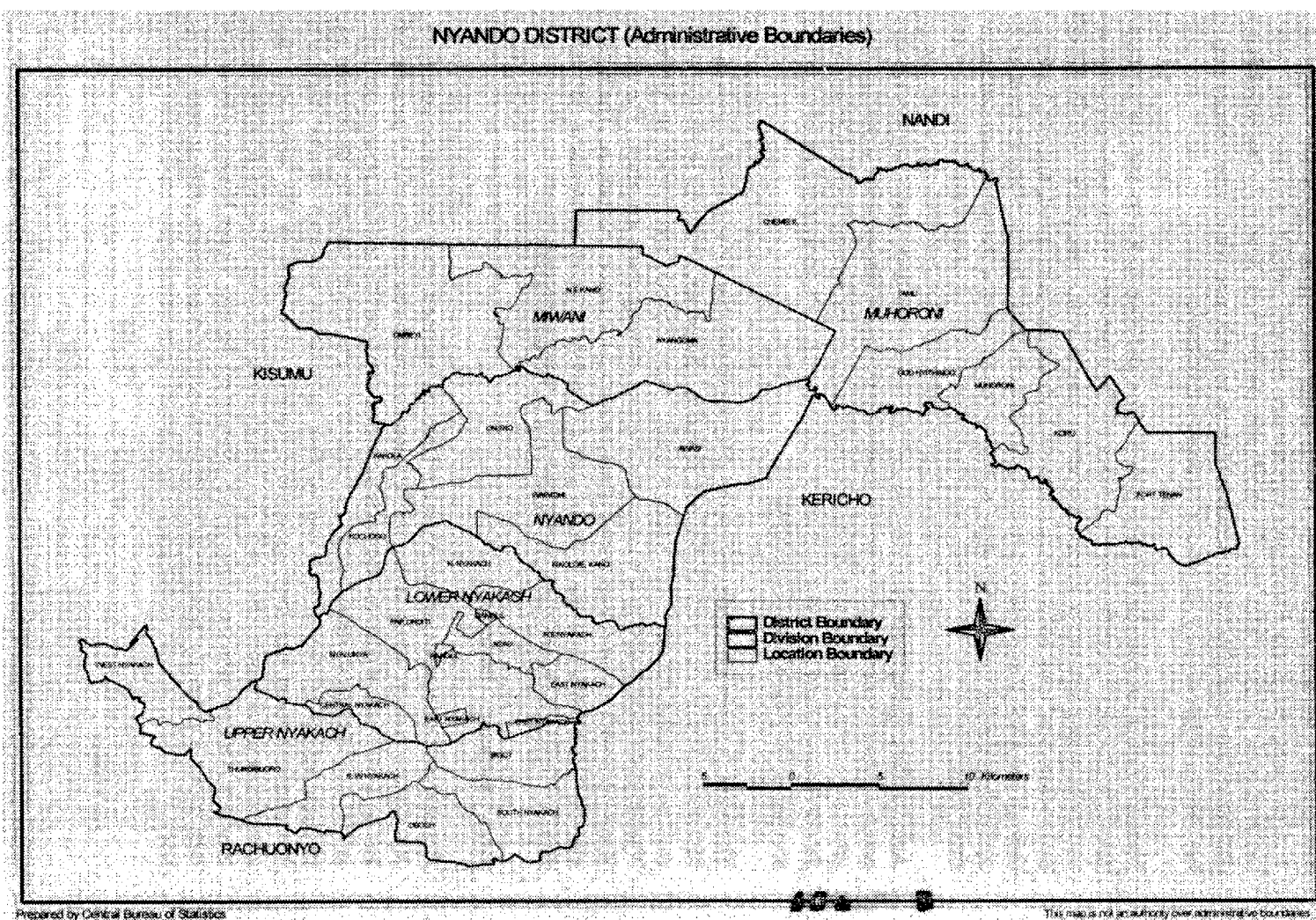
図5-2 地方開発における二重構造(県開発行政と地方政府自治体)

^{注28} 地方自治政府に暫時、裁量権を移譲する方向で検討されている地方分権政策審議の中身は明らかなされていないが、県レベルにプールされている中央政府派遣人材の活用が一つの焦点である。

^{注29} 現在の所得税からの配分率5%から、将来的には40%に引き上げ、開発サービスの提供機能を中央出先機関から地方自治政府に移譲しようというもの。

(5) 中央政府と地域社会の接点(リンク機能の所在)

また、以上のようなケニアの地方行政の成果として、各県レベルに県開発計画が策定されており、政策・制度的には県レベルが中央政府政策と地域社会の実情がリンクし、調整される接点として存在している。一方、個別の事業レベルでみると両者が实际的にリンクし、調整作業が行われる場としては県より一段下位の郡(Division)レベルであると思われる。であるにもかかわらず、ニャンザ州関係者からの聞き取りでは「郡事務所の職員数は一般に不足しており、あまり機能していない」といった意見も聞かれた。



ニヤンド県行政区分図

5 - 2 - 1 ニヤンド県の現状と課題

ニャンザ州には、全部で12県があるが、ニヤンド県は、1998年にキスム県から分離・設置された新しい県である。ニヤンド県は、低地にあるが、サトウキビ栽培、米作、牧畜、乳製品の生産、コーヒープランテーションに適しており、特にサトウキビが主な商品作物となっている。

しかし、その昔、サトウキビの値段が高かったころは、農民はサトウキビを栽培し、近くの砂糖精製工場へ売って潤っていた時期があったが、砂糖の価格暴落により、工場を閉鎖するところも多くなった。残っている工場へのサトウキビの卸価格も下降あるいは、未払いが多い状況である。農民のほとんどがサトウキビを栽培し、自給作物を生産していないことから、この地域の食料自給率は低く、他の地域から食料を移入しなければならず、食糧難に陥っている。

一方、この地域は毎年雨期に洪水に見舞われ、作物の栽培への打撃、インフラの未整備、そして、エイズ等による孤児の増加が問題となっている。これらのことから、この地域の開発も重要となっているが、洪水の問題が深刻であり、土地のかさ上げをするか、住民を移転させるか、現在、議論されている。

ニヤンド県の県開発計画(Nyando District Development Plan)によれば、県の地域開発は農村開発と位置づけられており、以下の活動が2002年に計画、実施された。

- 1) 国家農業畜産開発計画(NALEP)
- 2) 綿花生産強化プロジェクト
- 3) キャッサバ生産強化プロジェクト
- 4) 農薬の安全使用プロジェクト
- 5) コミュニティーベース小規模農家米作推進プロジェクト
- 6) 畜産開発プロジェクト

各々のプロジェクトの進捗結果は以下のとおりである。

(1) 国家農業畜産開発計画(NALEP)

当プロジェクトの下、新たに5か所のフォーカル地区が設定され、主に農民に対して研修が実施された。内訳は表5 - 2のとおりである。

表5 - 2 国家農業畜産開発計画活動実績(2002 年)

活 動	目標値	実施値
受益農民数	1,749 人	1,624 人
現地活動日数	720 日	870 日
学生に対する研修	200 人	268 人
若年農民に対する研修	100 人	90 人
農民研修	960 人	1,146 人

出典：Homa Bay District Annual Report.

(2) 綿花生産強化プロジェクト

かつて、県下一の商品作物であった綿花の栽培を強化するもので、500 エーカー以下までに低下した作付面積を、農民に 16.6t の種子を配布することによって、680 エーカーまでに回復した。

(3) キャッサバ生産強化プロジェクト

このプロジェクトの下、ムホロニ郡において2つの大型キャッサバ圃場が作られた。

(4) 農薬の安全使用プロジェクト

これは、農民に対する、農薬の安全な使用に係る研修であり、172 名が研修を受けた。

(5) コミュニティーベース小規模農家米作推進プロジェクト

これは、Nyando, Miwani, Lower Nyakach 郡において、コミュニティベースによる農産物の生産性向上並びに、それによる貧困削減の活動を行うことを目的としているが、プロジェクトの一環である、ステークホルダー分析によれば、この地域の問題点は以下のとおりと把握された。

- ・ 農業経営の未熟さ
- ・ 営農知識の貧弱さ
- ・ 農業指導員の不足

プロジェクトではこれを受けて、以下の活動を実施した。

- ・ 農民、米作の普及員に対する研修
- ・ 農民に対する種まき、水管理指導とコミュニティ参加に係る研修
- ・ 上記活動の指導とフォローアップ活動

(6) 畜産開発プロジェクト

2003 年 6 月まで続いたプロジェクトであったが、牛の飼育は 1 万 2,412 頭に、ヤギの飼育は 60 頭に増加した。

なお、ニヤンド県の地域社会の概要は表 5 - 3 を参照のこと。

表 5 - 3 ニヤンド県の地域社会概要

面 積		1,168.4km ²
雨 量	アヘロ	1,260mm/ 年
	ムホロニ	1,525mm/ 年
	コル	1,103mm/ 年
人 口		332,137 人
人口構成	男 性	162,381 人
	女 性	169,756 人
	若者(15 ~ 25 歳)	70,036 人
	小学校学齢児童数(6 ~ 13 歳)男子	39,398 人
	小学校学齢児童数(6 ~ 13 歳)女子	37,773 人
	中学校学齢生徒数(14 ~ 17 歳)男子	18,791 人
	中学校学齢生徒数(14 ~ 17 歳)女子	17,932 人
	全労働人口数	166,619 人
	人口増加率	3.4%
	農村人口	248,166 人
	都市人口	83,971 人
社会・経済指標	乳児死亡率	89/1000 人
	5 歳児以下死亡率	119/1000 人
	世帯数	68,371 人
	平均世帯人数	4.4 人
	貧困率	68.9%
	農業従事者	52%
	小作農	10%
	給与所得者	25%
	都市部小規模ビジネス従事者	10%
	その他	3%
	失業者	57,860 人
農 業	主要自給作物	トウモロコシ、キャッサバ、サツマイモ等
	主要換金作物	米、サトウキビ、綿、コーヒー
	農業セクター従事者数	125,348 人
	農業ポテンシャル地域面積	27,550ha
給 水	水道施設をもつ世帯数	11,624 戸
	飲料水にアクセスがある世帯数	22,110 戸
初等教育	小学校数	291 校
	就学率 男子	93.8%
	就学率 女子	91.3%
	ドロップアウト率 男子	3%
	ドロップアウト率 女子	6.2%
中等教育	中学校数	45 校
	就学率 男子	24%
	就学率 女子	22.7%
	ドロップアウト率 男子	3%
	ドロップアウト率 女子	6.2%
成人識字率	識字教室数	76 校
	就学数 男子	221 人
	就学数 女子	1,769 人
	識字率 男子	91.3%
	識字率 女子	77%
保健・医療	医者 / 患者率	1 : 50,000
	健康センター数	9 か所
	診療所数	16 か所
エネルギー	電気がついている世帯数	1,801 戸
	薪、木炭使用世帯率	90%
	軽油、ガス使用世帯率	20%
道路インフラ	幹線道路 舗装道路	25.5km
	幹線道路 碎石道路	128.8km
	幹線道路 土道	818.4km
	地方道路 舗装道路	136.5km
	地方道路 碎石道路	12.0km
	地方道路 土道	14.0km

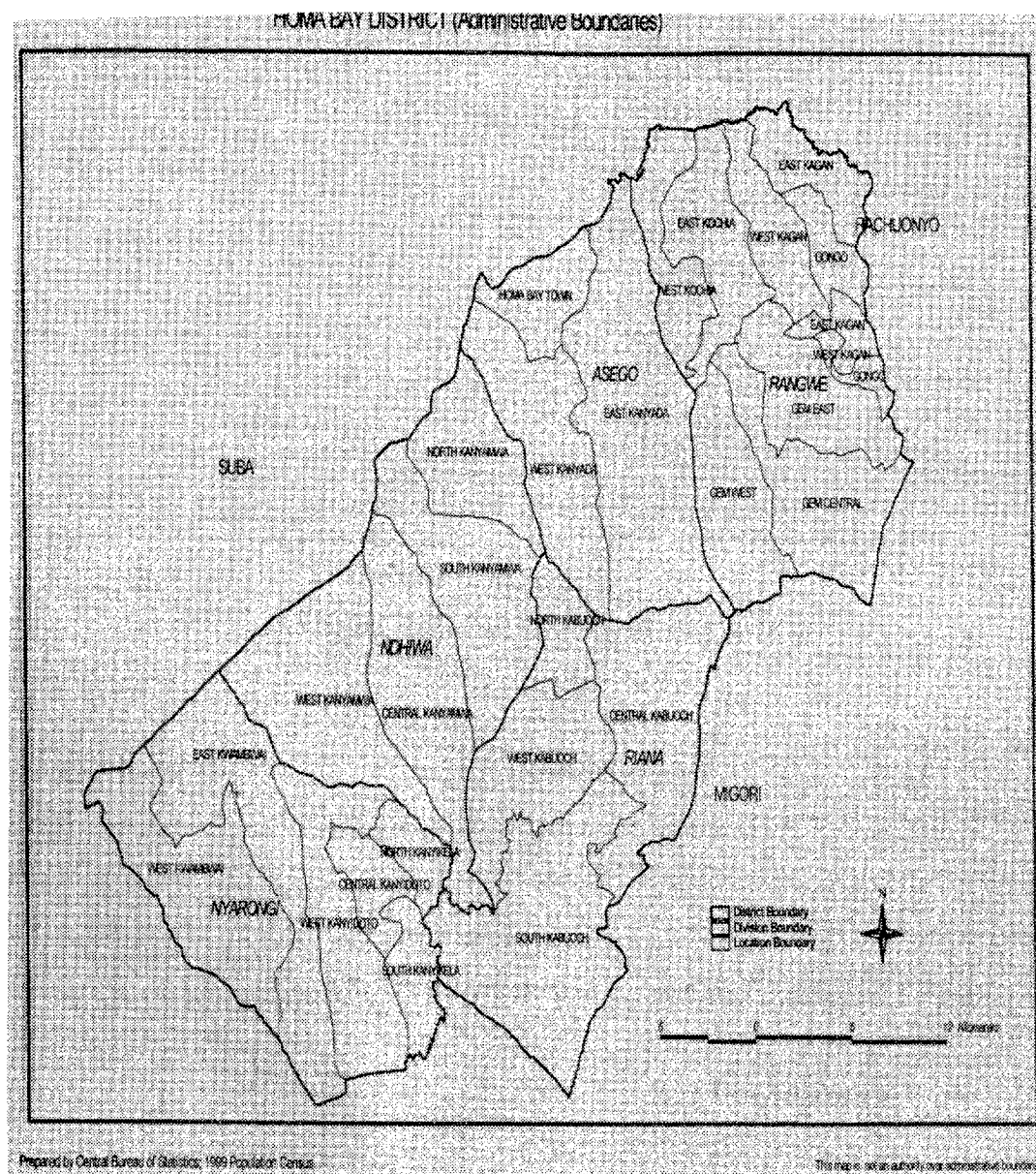
5 - 2 - 2 ニヤンド県内サンプル村落調査結果

中央政府の県開発事務所で、サンプル村落1村を抽出してもらったが、中央政府から出向の職員は他県の出身がほとんどで、地元の実情をほとんど把握していないため、偶然に事務所に来ていた村長の子息の村落を対象とすることとし、キーパーソンインタビューを計画した。しかし、当日は村の住民約50名が参加し、その結果、全体的な住民参加型調査(PRA)となった(報告書写真集参照)。

表5 - 4 ニヤンド県：Kamagaga Village ベースライン調査結果

1	部 族	ルオ族
2	村の歴史	1908 年ごろから、他の村から自然に人々が移り住んできた。
3	村の人口	1,800 人
4	村の世帯数	300
5	村の組織	Village Elder → Assistant Chief → Chief of location leader → 住民 上記3名の役割は、村の諸問題を解決する人々である
6	村落開発委員会	・ 最近発足した ・ チェアマン1名、役員3名の下、障害者、老人、女性、学校開発、水等の世話役委員がいる
7	主要経済活動	・ サトウキビの栽培(各家庭でサトウキビプランテーションをもっており、組合をつくって、砂糖精製工場へ卸している。しかし、昨今の砂糖の価格の暴落で打撃を受けている。組合ではサトウキビを工場に運ぶトラクターをもっている。また、工場からトラックで運びにくこともある) ・ 自給作物・小売作物の栽培(トウモロコシ、メレット、もろこし、豆類、ナッツ、キャッサバ、サツマイモ、パイナップル、オレンジ等、果物類) ・ 牧畜(牛→売却用、ヤギ、鶏→自給用)
8	労働カレンダー	・ 1～9月が主要な農繁期 ・ 10～12月に収穫物を売るが、地元の人々が貧しいため、あまり売れない
9	土地所有、利用	・ 土地は、イギリス領であった時代には国有であったが、独立後は個人所有となり、いまだに、国から与えられた土地が個人所有として残っている。 ・ 土地の名義は夫のものだが、夫が亡くなると妻のものになり、妻が亡くなると、子どもの名義になる ・ 村の共有地はない
10	水 源	・ 乾期の水源は村から12マイル離れたアヘロ川であり、村から徒歩で2時間かかる。乾期の水汲みは男性の仕事となっている。 ・ 雨期には、主に雨水をためて用いるか、池や小川の水を使用する。この際、水の管理は女性が行う。
11	協同作業	・ 村を4グループに分けて、お金を集め、貧しい家庭を助ける ・ また、病気の人には病院代や葬儀代を援助する ・ 学校の維持管理も行う ・ アクセス道路の維持管理はしていない
12	ドナーや NGO の活動	・ 全くない
13	村の開発ニーズ	・ 貧困削減(資金、リソースパーソン等) ・ 水資源 ・ 保健所 ・ 小規模ビジネス ・ 製粉機 ・ 家畜 ・ エイズ孤児院 ・ 養蜂の技術移転

5-3 ホマベイ県の概要



ホマベイ県行政区分図

5-3-1 ニャンザ州ホマベイ県の行政システムの概要

ホマベイ県の行政システムは図5-1に示したとおり、ニヤンド県とほぼ同様であるので、ここでは割愛する。

ニヤンド県のそれとの大きな違いは、ホマベイ県にはホマベイという比較的大きな町があり、ホマベイ(町)がもつ社会・経済はもとより政治的な存在感が県全体に対する影響力として無視し得ない点にある。また、都市部では、村(Village)の代わりに、選挙区の ward があり、また、コミュニティーは、estate と呼ばれているなどである。

(1) ホマベイ町自治政府の組織機構

ホマベイ町自治政府(Homa Bay Town Council)の組織は以下のとおりである。



図5 - 6 ホマベイ町自治政府の組織機構

(2) 県下の行政区分

ホマベイ県自治政府(Hama Bay County Authority)は、いくつかの選挙区(Wards)に分かれており、22の選挙区(North Kanyamwa, South Kanyamwa, Central Kanyamwa 等)からなっている。このうち、22名が選挙で選ばれ5名と県管理官は、地方自治政府省より決定される。また、ホマベイ町自治政府(Hama Bay Town Authority)には6つ(Market, Bonde, Kanyabala, Katuma, Kalanya/kanyango, Kanyadier, Kothidhe)の選挙区がある。

(3) ホマベイ県自治政府の予算状況

ホマベイ県自治政府では、コミュニティーベースの Local Authority Service Delivery Action Plan(LASDAP)という開発計画を策定しているが、その予算は極端に少なく、2003/2004年～2004/2005年の予算は表5 - 6のとおりであり、実際に開発のために拠出できる予算は、全体の歳入の約25%のみであることが分かる。

表 5 - 5 ホマベイ県自治政府 2003/2004 年 ~ 2004/2005 年予算案

No.	歳入・歳出内訳	ケニアシリング
1	地方自治政府省からの助成金 Local Authority Transfer Fund	10,750,440
2	県諸税(見積り金額)	28,821,837
3	債務返済金(同上)	4,186,165
4	給与支出(同上)	17,055,000
5	会議費用(同上)	1,461,720
6	運営、維持管理費(同上)	7,183,504
7	開発プログラム(LASDAP)に必要な費用(1+2) - (3+4+5+6)	9,685,888
	7 ÷ (1+2)	約 25%

出典：Local Authority Service Delivery Action Plan, Homa Bay for the Year 2003/2004.

5 - 3 - 2 ホマベイ県の現状と課題

ホマベイ県の貧困率は現在、77.49%とニャンザ州の貧困率の平均の63%、ケニア全体の平均52%を大幅に上回る地域である。この原因は、土地の性格でもあるが住民が農業に従事するのを嫌う特徴があり、農業の生産性が低いこと、小規模ビジネスのマネージメント力が低いこと、高金利のために、事業を起こすための資金が調達できないこと、そして、HIV/AIDSの患者数が多いことなどに起因する。また、道路インフラが未整備であることと、食糧の自給率が低いために食糧を他の県から移入しなければならないことも、貧困率を上昇させている原因となっている。このため、県としては、農業の振興や雇用機会の増大に開発計画の主眼を置いている。

しかしながら、ホマベイ(町)はビクトリア湖のほとりにあり、漁業で高い収入を得る機会があるほか、農業面でも高いポテンシャルをもっており、将来の開発が期待される。

現在、県が実施しているプロジェクトは表5 - 6のとおりである。なお、ホマベイ県の地域社会概要については表5 - 7を参照のこと。

表 5 - 6 ホマベイ県実施中主要開発プロジェクトリスト

プロジェクト名	プロジェクト対象地域	援助機関
教育リソースセンター建設	アセゴ郡	DANIDA
NALEP	全県	SIDA
憲法レビュー	全県	ケニア政府
灌漑プロジェクト	ランゲ郡	アフリカ開発銀行
小規模ビジネス融資	全県	ホマベйкаソリック教会他
農業と環境プロジェクト	全県	Care International 他
給水プロジェクト	全県	Care International 他
児童の疾病総合マネージメント	全県	ケニア政府他

出典：Homa Bay District Annual Report for the year 2002, Homa Bay DDO.

表 5 - 7 ホマベイ県の地域社会概況

面 積		1,160.4km ²
雨 量	ホマベイ市	750mm/ 年
人 口		312,885 人
人口構成	男 性	148,264 人
	女 性	164,621 人
	若者(15 ~ 25 歳)	71,385 人
	小学校学齢児童数(6 ~ 13 歳)	74,305 人
	中学校学齢生徒数(14 ~ 17 歳)	34,134 人
	全労働人口数	149,348 人
	人口増加率	2.7%
	農村人口	296,126 人
	都市人口	61,047 人
社会・経済指標	乳児死亡率	137/1000 人
	5 歳児以下死亡率	213/1000 人
	世帯数	67,040 人
	平均世帯人数	5.0 人
	貧困率 農村部	77.49%
	貧困率 都市部	69.11%
	農業従事者	52%
	小作農	15%
	給与所得者	3%
	都市部小規模ビジネス従事者	23%
	その他	7%
	失業者	不明
農 業	主要自給作物	トウモロコシ、豆等
	主要換金作物	タバコ、サトウキビ、綿、パイナップル
	農業セクター従事者数	77,000 人
給 水	水道施設をもつ世帯数	2,000 戸
	飲料水にアクセスがある世帯数	2,284 戸
初等教育	小学校数	315 校
	就学数 男子	33,158 人
	就学数 女子	30,069 人
	ドロップアウト率 男子	30%
	ドロップアウト率 女子	20%
中等教育	中学校数	32 校
	就学数 男子	3,735 人
	就学数 女子	2,792 人
	ドロップアウト率 男子	10%
	ドロップアウト率 女子	15%
成人識字率	識字教室数	101 校
	就学数 男子	432 人
	就学数 女子	938 人
	識字率 男子	不明
	識字率 女子	不明
保健・医療	医者 / 患者率	1 : 38,707
	健康センター数	20 か所
	診療所数	15 か所
エネルギー	電気がついている世帯数	1,882 戸
	薪、木炭使用世帯率	90%
	軽油、ガス使用世帯率	90%
道路インフラ	幹線道路 舗装道路	58km
	幹線道路 碎石道路	186.4km
	幹線道路 土道	262.5km

5 - 3 - 3 ホマベイ市内サンプル・コミュニティ(Estate)調査結果

ホマベイ市内のサンプル・コミュニティ(Estate)の調査結果は以下のとおりである。

表 5 - 8 ホマベイ県：Shauri - yako Estate ベースライン調査果

1	部 族	ルオ、キシ、ルヤス、キクコ族であるが、ルオ族が主体である
2	村の歴史	1940 年代に、Mr.Ogenga という人物が魚を使った小規模ビジネスを始め、友人達を誘ってこのエステートができた。
3	村の人口	10,000 人
4	村の世帯数	2,500 世帯
5	エステートの組織	Chief(civil servant) → Assistant Chief(sub-location chief) → Clan Elder(Estate chief) → Youth leaders → 住民
6	村落開発委員会	・ エステートでは特にない ・ メリーゴーアラウンド、と呼ばれる、住民の自主性による CBO が数多くできしており、活動している(Koginga Fishing Group, Ogwedhi women group, Ziwani women group, Rapar women group, Mgongowazi group, etc)
7	主要経済活動	・ 漁業 ・ 自給作物・小売作物の栽培(トウモロコシ、メレット等) ・ 商品作物の栽培：綿 ・ 小規模ビジネス(洋裁、キオスク、魚のフライ売り等)
8	労働カレンダー	・ 3 ～ 7 月が主要な農繁期 ・ 小規模ビジネスは年間を通じて行う
9	土地所有、利用	・ 土地は、イギリス領であった時代には国有であったが、独立後は個人所有となり、いまだに、国から与えられた土地が個人所有として残っている。 ・ 土地の名義は夫のものだが、夫が亡くなると妻のものになり、妻が亡くなると、子どもの名義になる ・ エステートの共有地はない
10	水 源	・ ビクトリア湖の水をそのまま使用している。
11	協同作業、エステートのおきて	・ メリーゴーアラウンドプログラムへの参加(おきて) ・ ビーチリーダーの許可なしに、ビクトリア湖で漁業を行ってはならない ・ どの家も、必ずトイレをもたねばならない ・ キオスク等で食品を売る場合には、公衆衛生院より許可を得ねばならない ・ アルコールとドラッグビジネスは行ってはならない
12	ドナーや NGO の活動	・ CBO のみで全くない
13	村の開発ニーズ	・ 安全な飲料水 ・ アクセス道路 ・ 保健所 ・ 家 ・ 魚を保存するための冷凍庫 ・ キャパシティビルディング ・ マイクロクレジット ・ 孤児院 ・ 灌漑施設 ・ 学用品 ・ 水を汚染させないための、水をくみ上げるジェネレーター

第6章 今後の協力の方向性

6 - 1 協力の必要性和意義

(1) 本格調査実施の必要性

貧困削減及びそのための地域開発がケニア政府の優先課題であることは、第3章にて記述した累次の開発計画において明確化されており、新政権においては憲法改正により県レベルへの権限委譲を検討している等、当該開発政策を実施するための制度更新・体制整備のための積極的な動きがみられる。また、関係省庁においても国際機関、各国ドナー等との協力による取り組みを進めているところである。

このような状況の下、特定地域を対象にしたマルチセクター・アプローチによる本調査の取り組みについては、財務省、計画省、さらに農業省の関係者からは本件開発調査実施の意義及び次の6 - 2に示す本格調査実施方針案について基本的理解を得た。その一方で、セクターアプローチを主旨とする中央機関での実施体制の形成については、セクター横断的に関連する関係省庁の意向を調整・確認する必要から、ケニア側での取りまとめを計画省が窓口となり行うこととなった。

(2) 本格調査実施の意義

- 1) ケニア国内でも貧困率の高い地域を対象として、制約条件、利用可能な開発リソース等を踏まえた具体的かつ実施可能性の高い開発計画の立案を立案することは、当該地域の開発と貧困削減に資する。また、その計画と開発手法をベースとして他地域での開発に応用することで、地域開発、貧困削減の効率的かつ計画的な実施への一助となり得る。
- 2) 構造調整プログラム、政治的国内対立、汚職等により、ドナー国・国際機関のケニア離れが続いていたが、2002年の選挙による新政権誕生により、ドナーが本格的に支援を再開する動きがある。特に新政権による政体の見直し(Constitution Review)^{注30}を梃子に、行財政改革(特に地方自治政府:Local Authority)を本格的に支援しようとしているDfID、EU、世界銀行においても、地域開発の進め方、地方行政のあり方については関心の高いところである。このような時機においてそのモデルとなる開発計画の策定及び地方行政の実施体制改善策の具体化に係る調査を実施することは、ケニア側のみならずドナー国、国際機関からの期待も高く、実施意義は高いといえる。
- 3) 貧困削減に関する研究開発、情報発信・広報、研修・普及を軸とした活動を行っている

^{注30} 政府の役割を含めての政体の見直しは、その委員会が2002年9月に草案を発表して、本格的に検討されはじめた。2003年5月に公開議論ははじまり、国民的合意形成を行おうとしている。

アフリカ人づくり拠点プロジェクト(AICAD)^{注 31}との連携により、本件調査結果を広く普及することが可能となることや、開発手法の検討段階でローカルのリソース、ノウハウを活用した共同調査の可能性も考えられる。

6 - 2 協力実施の方向性

(1) 調査実施方針

現在、ケニア政府にて策定されている県レベルの開発計画(District Development Plan)は、PRSP など開発政策に沿った県レベルでの具体化された計画としての性格が特徴となっている。これは当該県地域の現状分析を行い、地域開発コンセプトを析出し、課題と対応する企画の特定が明らかにされる一般の県開発計画書の特徴とは異なっている。また、これらの県開発計画は各県ごとに個別にまとめられており、複数の県により構成される州レベルでの開発のコンセプトや方向性が必ずしも組み込まれたものとはなっていない。

そこで、州全体の現状分析に基づく大まかな州レベルの開発ビジョンを策定するとともに、コミュニティと近い距離で住民の意見・活動計画を吸い上げることができる郡レベルの開発計画をボトムアップ・アプローチも用いつつ策定することを提案する。さらに次の段階ではこれら州(上位)の開発ビジョンと郡(下位)の開発計画をベースとしてより実現性及び実施効果の高い県の開発計画を策定することを提案する。なお、対象とするコミュニティは村落部のみならず都市部のコミュニティも含むことが望ましい。

また、今後の地域開発においては、相手国中央政府における厳しい財源、地方分権化の流れ、開発活動の持続的な実施には現場レベルでのイニシアティブが大切な要因であること等を踏まえると、ボトムアップ・アプローチが一層重要視されると思われる。よって、実証調査においては参加型村落開発手法に関する効果の実証のみならず、係る開発手法における地方行政とコミュニティとの間での役割分担、適切な連携事業実施手法等を検証することを目的とすることが適切である。

さらに、今後の地方分権化の進展を想定した、あるべき県開発計画の策定、参加型村落開発事業モデル、そして、地方行政とコミュニティとの間での役割分担、適切な連携事業実施手法等を内容とする本開発調査はそれ自体、極めて先見的な内容の開発調査であり、全体が実証調査である、という特徴をもっている。したがって、本調査を行うことの成果は、調査のアウトプットをもって、ケニア政府関係機関に地域開発及び手法モデルを提示し、今後の制度更新・実施体制整備に反映されることを想定する。

注 31 ケニア、タンザニア、ウガンダの 3 か国を対象に貧困削減に寄与する人材育成を目的とした技術協力(2002 ~ 2007 年)。

(2) 調査工程

1) 現状分析

- ・これまでの地域開発や貧困削減に関するプロジェクト等のレビューによる教訓の抽出
- ・経済社会活動や住民の生活環境、既存の開発計画に関する分析

2) 地域開発計画案の立案

- ・州レベルの開発ビジョン及び郡レベルの開発計画の提案
- ・県レベルの開発計画の策定(州レベルの開発ビジョン及び郡レベルの開発計画に基づく)

3) 地方政府の地域開発実施体制の改善案の検討

- ・地方政府における開発計画の立案、実施に係るシステムの分析
- ・実施体制改善のためのアクションプランの立案
- ・C / P スタッフへの地域開発計画の立案手法に関する技術移転

4) 実証調査

- ・コミュニティーレベルの活動と地方行政からの適切な支援による持続的な開発手法に関するパイロット事業の実施と評価

5) 地域開発計画の完成

- ・県レベル開発計画の取りまとめ
- ・開発計画実現にむけた実施プログラム立案
- ・行政側が実施すべき施策に関する提言

なお、開発計画策定の対象県については、州内から2県を選定することを提案する。

(3) 実施機関

計画省をメイン C / P 機関とし、農業省、その他関係省庁との Coordination Committee を設置し、省庁間の連携・調整を行うことが望ましい。しかし、縦割りの行政実施体制が強いことや計画省はこれまで JICA 事業の受入経験をもたないことから、計画省が十分な調整機能を果たすことができるかについては、今後留意が必要である。

なお、地方における事業の実施については、県レベルの行政を統括する DC、及び県開発計画を調整する District Development Officer を主たる C / P とし、地方分権化の際に主要なアクターとなる県行政、及び各議会に配慮しつつ調査を実施することが適切と判断する。

(4) 調査対象地域

農業開発ポテンシャルが高いにもかかわらず開発が遅れて、ある程度の人口密度の高い地域のなかから、3つの候補地(ニャンザ州、ケリオバレー、キプエジ及びその周辺地域)を事前に選定した。そのなかでもニャンザ州は貧困指数が他州よりも高いことから、第一候補と

することが適当と判断する。なおケリオバレーについては、既に技術協力プロジェクトの要請が出されている。

6 - 3 調査実施上の留意点

(1) 地方開発における実施主体

ここ数年、GTZ、EU、DfID 等が積極的に支援してきた KRDS^{注32}は、新政権の成立もあり、最終的な承認段階で足踏み状態である。他方、FAO が積極的に支援している SPFS は、食料安全保障を目標にした農村開発である。農業・農村開発における地方開発の実施主体は、ライン省庁を横断的に調整している県開発行政、NGO や CBOs、地方自治政府、の3つに次のように分けられる。

地方開発における実施主体

1) 県開発行政が中心

- ・ SPFS(FAO が中心。農業省の普及員を活用 with CBOs)
- ・ NALEP^{注33}(SIDA が中心。農業省の普及員を活用 with CBOs)
- ・ CDD^{注34}(世界銀行が Arid Lands Resource Management にて活用。セクター省庁の県開発行政を)

2) NGO や CBOs が中心

- ・ USAID(農業ビジネス(民間)の育成を中心に)
- ・ GTZ

3) 地方自治政府が中心に(世界銀行、EU、DfID が支援)

- ・ PRSP
- ・ MTEF
- ・ KRDS
- ・ SER

これまでの C / P との関係もあり、ドナーは、地方自治政府を地方開発の実施主体と考えているのは、最近のことであるが、ケニアの憲法の見直しの結果によっては、地方自治政府

^{注32} KRDS は PRSP を受けて策定され、2002 年からの 15 年間の農村開発の道標であり、参加型農村開発を掲げている。予算的には、コモンバスケットの KRDS Trust Fund を活用して、地方自治政府(Local Authority)が実施主体になる。

^{注33} National Agriculture and Livestock Extension Programme であり、1974 年からの 26 年間 SIDA が支援してきた National Soil and Water Conservation の経験からの知見をベースに策定。Focal Area(300 ~ 400 農家)を対象に、農家からのニーズに対応して、農業普及活動をきめ細かく行うことである。

^{注34} 1996 年から実施されてきた乾燥地の貧困削減と食料安全保障を目標としてきたプロジェクトでの、コミュニティー開発の手法である。このプロジェクトは、2003 年にフェーズⅠが完了し、フェーズⅡの実施がほぼ決定された。

の役割も地方開発においては、より重要^{注35}になると思われる。

(2) ドナー協調

近隣のウガンダやタンザニアと異なり、ケニアにおけるセクターワイドアプローチはこれからの課題といえる。またドナー協調においても、大使級から実務者レベルと幅広く、また、当該事務次官がドナー協調の場の議長を行っているケースもある一方、ドナー国・機関のみで行うなど、非常に多様な状況であり、今後、全体的な調整が進んでいくと思われる。このような状況でドナー間のコーディネーションによって縛られる可能性は低いと判断されるが、本件調査を実施するにあたっては、他ドナー、国際機関との情報交換、協調により相互の活動が有効に連携、補完できるよう留意することが大切である。

(3) カウンターパート(C / P)

本プロジェクト形成のC / Pとして、計画省を考えている。同省は、中央及び地方開発計画の策定及びモニタリング・評価を実施しており、その意味において、本C / Pとして、妥当である。しかし、調整機関である同省は、計画策定する能力を、県レベルまでは十分に有していると思われるが、地方開発を実施する能力は、当然有してない。つまり、同省はセクター別の調整及び計画策定機関であり、実施機関ではないので、他の実施省庁からの協力が必要である。

他省庁の協力にあたって、中央レベルの協力と地方(県)レベルの差異に留意する必要があると思われる。地方レベルにおける協力体制のあり方の検討をまず行い、それに沿って中央レベルでの委員会メンバー(議長は計画省)を策定すればよいと思われる。地方レベルの協力体制は、現在の実施主体である県開発行政に加えて、地方自治政府(中央では、Ministry of Local Government)の役割も将来は重要になると思われるので、この点も留意する必要があると思われる。

(4) 農村と都市のつながり

農村は、食料を都市に提供をし、また、農村から都市の労働力を提供することの役割を補完的に果たしている。農村開発において、農産物の市場・流通という面から消費地としての都市の役割の調査を行うことがあったが、貧困削減という面からの検討が十分であったとはいえないと思われる。都市において、家具づくり、簡単な食品加工、金属加工等のインフォーマルな零細な手工芸品づくりは、都市(農村からの流入者)において重要な雇用であり、現金収入の場である。このインフォーマルな零細な手工芸品づくりを支援することは、

^{注 35} 現在、所得税の5%を地方自治政府に条件つきで回すようにしてあるが、将来はその割合を40%に引き上げる方針。

同時にこれらに必要な原材料の供給源である農村との連携を深めるフレームも必要である。今回視察したホマベイ県をはじめ、他県においても小規模ながら都市が形成されていることから、農村と都市との連携を深めることが重要であり、その視点から地域開発(農村開発や都市開発)を考える必要がある。

(5) パイロットスタディ(実証調査)の重要性

地方自治政府(Local Authority)が県レベルでの実施主体になることにより、セクター別からマルチセクター・アプローチがより効率的に実施可能になると思われるが、コミュニティーレベルの計画策定や実施に対して地方自治政府がかかわる仕組み等を試案として検討するだけでなく、パイロットスタディ(実証調査)等で実証検討を行うことで提言の実現可能性を確認する意義は高い。同時に、これらのパイロットスタディを通じて得られた仕組みに関する教訓等を、実現可能なマクロの政策策定に寄与することが更に重要である。

(6) アフリカ人づくり拠点プロジェクト(AICAD)との連携の可能性

貧困削減に関する研究開発、情報発信・広報、研修・普及を軸とした活動を行っているAICADとの本調査との連携の可能性は、今後の課題となり、本調査の骨格が定まらない限り、具体的な検討を行うのは難しいと思われる。しかし、本調査からの知見や教訓を生かした貧困削減における地方開発のあり方、地方開発における地方政府の制度としての役割、また、その実現に必要な人材育成のあり方等において、AICADと本調査は十分に連携を深める可能性はあると思われる。

付 属 資 料

1. ニヤンド、ホマベイ県登録 NGO リスト
2. 調査 TOR 案

1. ニヤンド、ホマバイ県登録NGOリスト

表1 国家開発省ニヤンド県事務所の社会開発事務所に登録されているNGOリスト

Name and Address of Organization	Type	Name of Project/ Programme	Activities Involved	Sector	Location	Start Date	End Date	Collaborating Institutions	Target Group	Documentation of Activities	Source of Funds	Annual Budget
Family Planning Association of Kenya P.O. Box 1109, Kisumu	NGO	Reproductive Health	Family planning activities	Health	Nyando Division			MOH NCPD	Women	Reports		
Friends of Lake Victoria (OSIENALA) KNA Building, Kisumu	NGO		• Environmental Protection • Research activities	Environment	Nyando Division							
Widows and Orphans Welfare Society of Kenya P.O. Box 2290, Kisumu	NGO		• HIV/AIDS campaign • Legal awareness • Counseling • Care for widows and orphans	Social	Upper Nyakach Division							
Word Vision Tom Mboya Estate, Kisumu	NGO	Poverty Reduction										
Red Cross Society of Kenya P.O. Box 196, Kisumu	NGO		• Humanitarian services • Disaster management					OOP Kenya Police				
Small Holder Project Irrigation Support Organization (SISO) Ahero Town		South West Kano Irrigation Scheme	•					MOARD				

Name and Address of Organization	Type	Name of Project/ Programme	Activities Involved	Sector	Location	Start Date	End Date	Collaborating Institutions	Target Group	Documentation of Activities	Source of Funds	Annual Budget
Muhoroni AIDS Awareness and Counseling Services (MAACS) P.O. Box Muhoroni	NGO		•					MOH MOE				
Care International in Kenya P.O. Box 88, Kisumu	NGO		• Family Planning • Reproductive Health • ECD		Nyando L/Nyakach U/Nyakach			MOH MOE NCPD				
Sustainable AID in Africa International (SANA) c/o Provincial Water Office, P.O. Box 1922 Kisumu	SIDA	Nyando/Kisumu Water and Sanitation Project	• Roof catchment • Spring protection • Cattle troughs • Sanitation units • Catchment protection • Committee training		U/Nyakach	2002						
Inter Diocesan Christian Community Services (I.D.C.C.S.)	NGO	Community Integrated Programme	• Water provision • Pit latrines • Agriculture & Livestock production	Multi-sectoral	Nyando District	1997		MOARD Prov. Adm. MOH MOWR Social Services	Comm.	Reports	External Donors	Shs.0.5 million
Kano Plains	NGO		•		Nyando							

Name and Address of Organization	Type	Name of Project/ Programme	Activities Involved	Sector	Location	Start Date	End Date	Collaborating Institutions	Target Group	Documentation of Activities	Source of Funds	Annual Budget
Victoria Institute for Research on Environment & development (VIRED International) P. O.Box 6423 Kisumu	NGO	Environment and Development	- Wetland conservation - West water management - Water resources - Agriculture	Environment	L/Nyakach Nyando Muhoroni	1998	-	- Prov. Admn. - MOARD - KWS - Chemelil Sugar Co.		- Reports - Annual presentations	KWS Netherlands and FAO	
RBCO-ICRAF P.O. Box 2389 Kisumu	Int. Research org	Lake Victoria Project	- Land degradation assessment - Agro-forestry - Social research surveys	Land Environment	Lake Victoria basin Kenyan side	1999	2004	MOARD MOE and other GOK Departments		- Reports - PRA's - Scientific Publications	SIDA & others	Based on approved activities
Kusa Community Development Society (RELMA supported) P.O. Box 110 Pap Onditi	NGO	Poverty Reduction and Environmental Improvement	- Agriculture - Water & Sanitation (rain water harvesting) - HIV/AIDS - Tree Planting - Gully Reclamation	Multi-sectoral	L/Nyakach U/Nyakach	2002		- VI Agro-forestry - MOARD - Prov. Adm. - Forestry - Fisheries - MOH - ICRAF	The poor	- Reports - Common Interest Group Reports 5 Zonal Committees M&E reports - Central Management Committee Reports	SIDA Comm.	Shs. 7 m
Red Cross			•					•		•		

RELMA Regional Land Management Unit (within SIDA)

4.2 NGOs OPERATING IN HOMA BAY DISTRICT

NO.	NAME OF NGO AND ADDRESS	AREA OF OPERATION	CONTACT OFFICE LOCATION	NATURE OF ACTIVITIES UNDERTAKEN	YEAR ENTERED HOMA BAY	PERFORMANCE RATING
1.	Community Mobilization Against Desertification (C-MAD) Box 155 RONGO.	Rangwe Division	Rongo Town	Agriculture, Health (PHC & HIV/AIDS) and water Provision	2000	Very active
2.	CARE – Kenya Box 526 Homa Bay	Riana/Nyarongi Divisions	Luore Estate	Agriculture (food Security) and water provision	1997	Very active but is phasing out
3.	Women Fighting Aids in Kenya (WOFAK) Box 450 Homa Bay	District	Luore Plaza	Fight AIDS and support those living with AIDS through Home Based care.	1996	Active
4.	Medicines Sans Frontieres (MSF) Box 881 Homa Bay	District wide	Opp. Homa Bay Divisional Police Headquarters.	Health Care Services and Homa Bay District Hospital Rehabilitation.	1996	Very active
5.	AMREF Box 637 Homa Bay	Rangwe Division	AMREF Buildings Behind Forest Offices	Water, environmental sanitation, PHC/MCH-FP	1991	Very active
6.	SONBO Box 666 Homa Bay	Rangwe/ Asego Divisions	At District Works Office Buildings	Conservation of the Environment	1995	Dormant
7.	Maendeleo Ya Wanawake Organization Box Homa Bay	District wide	District Forest Offices – Homa Bay	Women Empowerment, PMTCT & Women Mobilization for Development Activities.	1960	Active
8.	Beneficiary Initiatives Support Services & Consultancy (BISSCON) Box 780 Homa Bay	Riana Division	Homa Bay House	IGAs, Health (PHC , HIV/AIDS Prevention and Control), Water and Beneficiaries Capacity Building & Empowerment.	2001	Active
9.	Southern Nyanza Aids Network (SONANET) Box 450 Homa Bay	District wide	WOFAK Offices	HIV/AIDS Prevention and Control	2001	Active
10.	PROWED	Ndhiwa	Ndhiwa Town	Women Empowerment, IGAs	2000	Active

表2 国家開発省ホマベイ県事務所の社会開発事務所に登録されているNGOリスト

11.	ADRA (SDA Church) Homa Bay	District wide	SDA Church OPP. Homa Bay Primary School	• CBR & Credit to Traders • HIV/AIDS Prevention and Control	2001	Active
12.	ECOVIC P. O. Box 68 H/BAY	District wide	SONYACO Plaza	Environmental and pollution issues of Lake Victoria shores	2001	Active
13.	Animal Draft Power Project	District wide	SONYACO Plaza	Agriculture IGAs	2000	Active
14.	Home Bay Microsave	District wide	KNUT Building	Credit to Traders	2001	Active
15.	Tegemea Widowers/ Widows and Orphans Organization of Kenya (TWOK)	Ndhiwa Division	Ndhiwa Town	Credit to Members for IGAs and HIV/AIDS Prevention & Control Activities	2001	Active
16.	Institute for Rural Development (IRD)	Ndhiwa Division	Ndhiwa Town	Runs Osano Maternity & Nursing Home	2000	Active
17.	Regional Information Centre on Local Governance in Eastern Africa Box 258 H/Bay	District wide	KJE sheds	Environment, Health, HIV/AIDS Prevention and Control, Water, Agriculture, Welfare & Credit to Traders	2001	Active
18.	Catholic Diocese of Homa Bay P.O. Box 362 Homa Bay	District wide	Diocesan Offices –at Kasarwa Hill H/Bay	Environment, Health, HIV/AIDS Prevention and Control, Water, Agriculture, Welfare & Credit to Traders.	1996	Active
19.	Dioceses of Southern Nyanza (Anglican)	District wide	Diocesan Offices – Opposite Homa Bay Primary School-H/Bay	Environment, Health, HIV/AIDS Prevention and Control, Water, Agriculture, Welfare & Credit to Traders.	1997	Active
20.	Plan Kenya (formerly Plan International)	Asego Division	DIDC/DPU Office Block (DDO's Office)	Education, Child Sponsorship & Community Development	2002	Active

2. 調査 TOR 案

The Study for the Program Design on Regional Development in the Republic of Kenya

Terms of Reference

(Draft)

I. Background

-Actual situation

-On going Activities based on National Strategies (PRSP, KRDS, SER etc.)

-Necessity of this study (necessity to improve the planning process at district and division level based on bottom up approach)

II. Study objectives

(1) Overall goal of the full-scale development study

Based on the development vision of target province and the district development plans for focal district as well as the implementation program proposed as the result of this study, sustainable efforts will be made to reduce poverty in the target province by improving efficacy of administrative measures at district and division level for regional development, implementing livelihood improvement activities at the community level. And sustainable socio-economic development in the target province is expected.

The know-how obtained from this study can be expected to extend widely to other regions similar on natural and social conditions.

(2) Goal of the full-scale development study

As the result of this study, the development vision for the target province as well as the district development plans based on the possible division development plans and implementation programs in focal districts will be formulated.

Some of model projects proposed by communities will also be implemented as pilot project within the scope of this study. The findings thereof will serve to raise the effectiveness and sustainability of the development planning based on bottom up approach that will be proposed in this study.

III. Study Area

Study Area covers the Nyanza Province shown in Fig.1 (attached)

As focal area of the study, 2 districts in Nyanza Province will be selected before the commencement of this study.

-Profile

-Justification (High poverty ratio, high agriculture potential, etc.)

IV. Executing Agency

The Ministry of Planning and National Development of the Government of Kenya shall act as executing agency of the study. And the coordination committee for the study will be established in collaboration with the Ministry of Agriculture and Livestock Development and other concerned Ministries.

V. Contents of the study

1. Analysis on regional development strategies and activities

- Analysis on regional and sector development strategies
- Review and evaluation on the activities up to present for the improvement of livelihood and regional development
- Extraction of useful lessons for the regional development

2. Assessment of the actual situation and formulation of the draft for provincial development vision

- Analysis of economic and social activities in the target province, its natural and social environment, on going district development plans, etc.
- Preparation of draft of provincial development vision

3. Review of district development plans

- Analysis of economic and social activities in the focal district
- Study on actual situation in each sector and identify priority needs
- Study on possible formulation of division development plan based on bottom up approach
- Formulation of district development plan based on possible division development plan mentioned above

4. Study on the capacity building of local governments as well as local authorities in the focal districts

- Analysis on planning and implementation system of local governments as well as local authorities
- Formulation of action plans related to capacity building of local governments as well as local authorities
- Technical transfer to the counter part staff concerned on the planning method for regional development

5. Verification study on participatory method for the improvement of livelihood

- Study on actual situation of communities (the standard of living in the community, needs for the improvement of living standards, etc.)
- Selection of target villages
- Identifying issues and drafting activity plans through participatory workshops
- Selection and formulation of pilot project candidates
- Preparation of pilot project
- Implementation of pilot projects
- Monitoring of the progress
- Analysis of results and feed-back to the possible division development plans

6. Completion of regional development programs

- Finalization of the provincial development vision
- Preparation of district development plans in the focal districts
- Preparation of implementation program for the development plan
- Recommendation regarding necessary administrative measures in realizing proposed development district plan
- Guidelines for effective implementation of the action plans

VI. Reports

The following reports shall be prepared and submitted to the Government of Kenya

(1) Inception Report

To be submitted within 1 month after commencement of the study.

(2) Progress Report 1

To be submitted within a period of 5 months after the commencement of the study.

It will include assessment of the actual situation, review of the existing and past plans/activities, etc.

(3) Interim Report

To be submitted within a period of 9 months after the commencement of the study.

It will include draft of provincial development vision and progress of preparation on pilot project.

(4) Progress Report 2

To be submitted within a period of 20 months after the commencement of the study.

It will include progress of pilot project and its interim evaluation.

(5) Draft Final Report

To be submitted within a period of 27 months after the commencement of the study. It will include the provincial development vision, district development plans and its implementation program.

(6) Final Report

To be submitted within a period of 2 months after receipt of comments by the Government of the Republic of Kenya on the Draft Final Report.

VI. Schedule of the study

The study shall be completed within a period of 30 months

VII. Undertakings of the Government of Kenya

1. In order to facilitate a smooth and efficient execution of the study, the Government of Kenya shall take necessary measures:

- (1) to secure the safety of the study team;
- (2) to permit the members of the study team to enter, leave and sojourn in the Republic of Kenya for the duration of their assignment therein, and exempt them from foreign registration requirements and consular fees;
- (3) to exempt the members of the study team from taxes, duties and other charges on equipment, machinery and other materials brought into and out of the Republic of Kenya for the conduct of the study;
- (4) to exempt the members of the study team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to members of the study team for their services in connection with the implementation of the study;
- (5) to provide the necessary facilities to the study team for remittance as well as utilization of the funds introduced into the Republic of Kenya from Japan in connection with the implementation of the study;
- (6) to secure permission for the study team to enter into private properties or restricted areas for the implementation of the study;
- (7) to secure permission for the study team to take all data and documents including maps related to the study out of the Republic of Kenya to Japan; and
- (8) to provide medical services as needed. Its expenses will be chargeable on members of the study team.

2. The Government of Kenya shall bear claims, if any arises, against the members of the study team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the study team.